

平成26年第3回定例会議事日程（第2号）

平成26年9月11日（木）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第40号 吉富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第41号 吉富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第42号 吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第43号 吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第44号 吉富町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第45号 吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第46号 吉富町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第47号 平成25年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第48号 平成25年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第49号 平成25年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第50号 平成25年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第51号 平成25年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第52号 平成25年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第15 報告第6号 平成25年度吉富町健全化判断比率の報告について
- 日程第16 報告第7号 平成25年度吉富町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について
- 日程第17 報告第8号 平成25年度吉富町水道事業会計資金不足比率の報告について
- 日程第18 議案第53号 平成26年度吉富町一般会計補正予算（第4号）について

- 日程第19 議案第54号 平成26年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第55号 平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 議案第56号 教育委員会委員の任命について
- 日程第22 議案第57号 吉富町外二組合公平委員会委員の選任について
- 日程第23 報告第9号 吉富町新型インフルエンザ等対策行動計画作成の報告について
- 日程第24 意見書第2号 「農業・農協改革」に関する意見書（案）
- 日程第25 閉会中の継続審査の申し出について

平成26年第3回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日 平成26年9月11日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 9月11日 10時00分
 応 招 議 員 1番 是石 直哉 6番 丸谷 一秋
 2番 山本 定生 7番 今津 時長
 3番 太田 文則 8番 是石 利彦
 4番 梅津 義信 9番 若山 征洋
 5番 横川 清一 10番 花畑 明
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会計管理者	友田 博文
教 育 長	園田 陽一	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	江河 厚志	健康福祉課長	上西 裕
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	峯本 安昭	上下水道課長	赤尾 肇一
教 務 課 長	田中 修	監 査 委 員	守口賢二郎

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	守口 英伸

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（花畑 明君） それでは改めまして皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（花畑 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、是石直哉議員、山本定生議員の2名を指名いたします。

日程第2. 議案第40号 吉富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（花畑 明君） 日程第2、議案第40号吉富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容を求めますが、議案書を拝見しましたら、かなりのボリュームになっておりますので、わかりやすく簡潔に説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） では最初に、今回御審議いただきます、子育て関連の条例の制定についての概要を説明させていただきます。

質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量の拡大・確保及び地域の子ども・子育て支援を充実を目的とした、子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立し、子ども・子育て新制度における施設や事業の設備及び運営の基準を、市町村が条例で定めることになりました。吉富町では、国の基準と異なる内容を定める特別の事情がないため、国の示す基準に従うことにしております。

子ども・子育て支援制度は、消費税率の引き上げによる財源を活用して、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組みを導入し、待機児童を解消するとともに、幼児教育・保育及び子育て支援の質・量を充実させようとするものでございます。子ども・子育て支援新制度では、認定子ども園、幼稚園、保育所や地域型保育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業にかかる費用の給付を、子供のための教育・保育の給付として一本化され、これらを活用する時、保護者は、利用する子供ごとに市町村から認定を受ける必要がございます。

なお、新制度が施行されることに当たり、現存する幼稚園、認可保育所については確認があったことをみなす旨の規定がされてます。「子ども・子育て支援法」附則第7条、8条でうたっております。

それでは、議案第40号吉富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案について御説明させていただきます。

2ページから9ページにかけてでございます。総則では、第1条から第22条に本条例の趣旨、定義、最低基準の目的など基本的な事項を定めております。

9ページから11ページでございます。家庭保育事業について、第23条から第27条にかけ、設備の基準、職員、保育の内容等を定めております。家庭的保育事業とは、利用定員5名以下の家庭的な雰囲気のもとで、3歳未満の子供に保育を提供する事業でございます。

11ページから16ページには、小規模保育事業について、第28条から第37条にかけ、小規模保育事業の区分、設備の基準、職員数、利用定数などを定めております。小規模保育事業とは、定員6人以上19人以下の小規模な保育施設で、3歳未満の子供の保育を提供するものでございます。

区分につきましては、A型は、保育所の分園に近い類型で、定員6人以上19人以下でございます。B型とは、A型とC型の中間的な類型で、定員6人以上19人以下でございます。C型は、グループ型小規模保育園に近い類型で、定員6人以上10人以下でございます。

17ページから18ページには、居宅訪問型保育事業について、第38条から第42条にかけて、設備、備品、職員数などを定めております。居宅訪問型保育事業とは、保育を必要とする子の居宅等において、1対1を基本とするきめ細やかな保育所でございます。

17ページから23ページにかけては、事業所内保育事業について、43条から49条に利用定数の設定、設備の基準、職員数などを定めております。事業所内保育事業とは、事業所の保育施設で、従業員の子供と3歳未満の地域の子供（地域枠といいます）を、これと一緒に保育を提供する事業でございます。

23ページは、第50条に設備運営に関する基準への町長への委任、23ページ、24ページは、附則といたしまして施行期日でございます。

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号でございます）の施行の日から施行するものでございます。

その他4項の経過措置が定められております。

新制度では、地域における多様な保育ニーズにきめ細やかな対応ができ、様々な場所で展開される質の確保された保育の提供する事業として、家庭的保育事業、地域型保育事業でございますが、児童福祉法に位置づけられ、この基準は児童福祉法により、市町村が条例として制定することが定められております。適切な運営を確保するため、職員の配置、施設整備等に関する基準を定める条例でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。以上でございます。

○議長（花畑 明君） これから質疑を行います。

なお、質疑に当たっては自己の意見は述べられないことになっております。また、質疑の回数は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないようになっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本案に対しての御質疑はございませんか。是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） なかなかの全く新しい条例と聞いております。わかりやすく私なりに言うと、今まで保育所というものが、保育園とか保育所というものがあって、そこで子供さんをお預かりして保育をするというのが私の概念でしたが、この条例は指導者、保育者ですか、先生が家庭かどこかに行って保育をするということによろしいのでしょうか。そういう考え方でいいのでしょうか。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

まず、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業がございます。議員さんの質問でございますが、居宅訪問型保育事業が、その方の家庭に行って保育をするという、そういう制度でございます。後の3つは施設を整備して行う保育でございます。以上でございます。

○議長（花畑 明君） 是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 幾つかあるということで、1つの中に、派遣されてその家庭に行って保育をするということが含まれるということだろうと思います。その場合に、どうなのでしょう。どこかに委託するか、町の保育士を時間を割いて派遣するということが可能なのでしょうか。その辺をお示してください。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。この条例は事業所がいたす事業ということでございます。以上でございます。

○議長（花畑 明君） 是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 事業所というか、要するに民間の保育園というのでしょうか、そういう福祉法人が、自分で1人の子供さんのために派遣するというふうに考えていいのですね。もう一度お願いします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長、答弁。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。いろいろな形態があると思います。株式会社や法人、そういう所もやれると思います。そしてなおかつ、社会福祉法人、NPOでもこういう事業、そして個人でも、「保育ママ」というお言葉を聞いたことがあるかどうか分かりませんが、

ベビーシッターとかそういう類이었다ら、個人的な事業になる可能性がございます。以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。ちょっと今質問を先行きましたので質問を前後しますが、これは国、関連3法の制定により作られた条例とお聞きしました。この条例に対しては、町独自の部分というか、町独自の解釈で変更した部分などはありませんでしょうか、お聞きします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

この条例をつくるに当たり、特別の事情がありませんので、国の指示に従う基準でつくっております。以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほど同僚議員もお聞きしていましたが、まず根本的にお聞きしたいのですが、この小規模保育、もしくは居宅型という保育形態、これは吉富町の中で今現在あるか、今まであったか、もしくはそういう相談があるか、その辺をお聞きしたいのですけど。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

ベビーシッター的、時間によって近所の方にお子さんを見てもらうとか、そういう形態は数件あると思います。町に対して、誰がどういう事業をしているかという、そういう問い合わせはございません。なお今、保育所でございますが、町内の定員が255名という定員枠をもっております。そして今のところ、幸いに他市町村に言われているような待機者というのはございません。以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） これはですね、大変いい内容だと私は思うのですが、町にとって何かメリットが大きいかどうか、その辺、担当者としてどうでしょう。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） はい、答えさせていただきます。

町にとってのメリットというより、利用者にとってのメリットが大きいと思います。様々な保育ができる点、先ほども申したとおり、さる大手スーパーが事業所内のスーパー内の企業内保育所において、地域の子供を見てくれるとか、そういう事業展開がいろいろされております。もちろん子育て支援で町にとってもいい条例と思います。以上でございます。

○議長（花畑 明君） ほかに御質問は。是石直哉議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 1番、是石直哉です。

株式会社やNPOとか各種団体が事業所として経営するというのですが、基準を守ればどう
いう事業所でも、例えば認可がおりるのか、そして最終的に許可をするのはやはり町なのでしょ
うか、お答え願います。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

家庭的保育事業につきまして、町が認可するものでございまして、誰がどういうふうにする
か、そういうのはまだ想定してないのでございますが、かなりの国の基準が、厳しい基準がござ
います。建物設備にしても、それなりの町の保育所に準じたような建物となっておりますので、
そこはきちんと精査していきたいと思えます。以上です。

○議長（花畑 明君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 3番、太田です。

先ほどの説明の中で、A型、B型、C型というのが確かあったと思うのですがけれども、その中
で、定員だけ、定員数が違うのか、また、建物がA型、B型、C型によって全部違うのか、それ
の説明をお願いいたします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） まず、A型からいきたいと思えます。保育所の配置基準として
1名、保育士並びに保健師、看護師の特例を設けることができます。

0歳から1歳当たりの設備の面積でございまして、0歳から1歳が、1人当たり、3.3平方、
2歳児1人当たりが、1.98平方、自園調理、連携施設等がある場合、ほかからの給食室から
の搬入は許可をされています。あと、A型の場合は連携施設の設定が可能でございまして。

B型施設でございまして、この分はAとCの中間ということで、配置基準が2分の1以上保育
士がいればよいということで、設備の先ほど言った1人当たりの平米数ですが、これも一緒で
ございまして。

C型は、0歳から2歳に対して3対1です。お子様が3人いる場合は、1人必ず保育士をつけ
なければなりません。また保育士の免許を持たない補助者を置く場合は、5対2、5人に対して
2名の職員が必要となります。この場合、C型の家庭的保育でございまして、「市町村長が行う
研修を終了とした保育士と同等以上の知識及び経験を有するもの」となっております。1人当
たりの平米数は、先ほどと一緒にございまして。C型だけ、定員が6名から10名となっております。
以上でございまして。

○議長（花畑 明君） 他に御質疑はございせんか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 23ページの第6章の雑則のところ、委任というところに、「町

長が別に定める」とあるのですが、これはまた、必要に応じて町長が定めていくということでしょうか。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。「町長が別に定める」という委任事項でございますが、今現在で想定されているのが、事業者から提出される様式等を想定しております。以上でございます。

○議長（花畑 明君） 他に御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第40号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号吉富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、福祉産業建設委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第3. 議案第41号 吉富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（花畑 明君） 続いて、日程第3、議案第41号吉富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。担当課長に内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 吉富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案について御説明させていただきます。

まず、特定教育・保育施設の内容でございます。認定子ども園、幼稚園、保育所がそれに当たります。特定地域型保育事業でございますが、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育で、先ほどの分で説明した保育所の分でございます。

新制度では、施設型給付及び地域型給付を受けようとする教育・保育施設や地域型保育事業の事業施設は、市町村に対し申請を行い、市町村は、その申請が給付の対象となることを確認した上で給付をすることになります。この給付は、学校教育法や、児童福祉法に基づく認可を受けることのほか、子ども・子育て支援法により、市町村が条例で定める運営に関する基準を満たすことが条件となります。

26ページから28ページにかけて御覧願います。総則では、第1条から第3条に本条例の趣

旨・定義など基本的な事項を定めております。

28ページから41ページにかけてでございます。第4条から36条まで、特定教育・保育施設の運営に関する利用定数に関する基準運営給付に関する基準等が定められております。

41ページから49ページにかけて、第37条から第52条でございますが、特定地域型保育事業の運営に関する利用定数に関する基準運営給付に関する基準等が定められております。

49ページには、附則としまして、施行期日でございます。この条例は、「子ども・子育て支援法」の施行の期日から施行することになっております。

51ページ、52ページには、経過措置を定められております。

吉富町では、先ほども述べたとおり、この条例も国と異なる内容を定める特別な事情がないため、国の基準に従うことにしております。適切な運営を確保するための基準の条例でございます。よろしく御審議をお願いいたします。以上でございます。

○議長（花畑 明君） これから質疑を行います。本案に対しての御質疑はございませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。

今、法に基づくという形で、法の趣旨にのっとってつくっているということですので、独自の部分はないということで確認をしたいのと、そのままこの条例が、先ほどもお聞きしましたが、町にとってのメリット、そういう形のものがあれば、担当者としてちょっと簡単にお聞きしたいのですが。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

先ほど述べたとおり、国の省令等を基準としてこの条例はつくっております。国以上に厳しくもなく、易しくもなく、そういう条例をつくらせていただいております。町にとってこの条例がいかかなものかということでございますが、この条例は、国が市町村に定めなさいということで、それに従って定めておる次第でございます。以上でございます。

○議長（花畑 明君） 他に御質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第41号は、福祉産業建設委員会に付託をしたいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって議案第41号吉富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、福祉産業建設委員

会に付託することに決定をいたしました。

● ● ●

日程第4 議案第42号 吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（花畑 明君） 日程第4、議案第42号吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。担当課長に内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案につきまして、ご説明をさせていただきます。

53ページを御覧願います。第1条は、この条例の趣旨について定めております。第2条については、最低基準の目的について定められております。第3条でございますが、最低基準の向上。第4条は、最低基準の放課後健全育成事業の事業者と、各大事な運営に関する基準を定められております。

55ページ第10条の職員でございます。放課後支援員の数は、単位ごとに2名以上ということに定めております。ただし、1人を除き補助員でもよろしいということになっております。そこに放課後指導員の資格等を3項のところを書いております。

飛んで59ページの附則のところでございます。この条例は、子ども・子育て支援法に関する就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、平成24年法律第67条の施行から施行するものでございます。

次に、職員の経過措置を定めております。

放課後健全育成事業とは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業でございます。新制度においては、放課後児童健全育成事業を実施するに当たり、遵守すべき設備及び運営の基準を市町村が定めるようになりました。この条例も国の基準と異なる内容を定める特別の事情がないため、国の示す基準のとおり策定しております。どうぞ御審議方よろしくお願いたします。

○議長（花畑 明君） これから審議を行います。本案に対しての御質疑はございませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。こちら、法改正に伴うということで、町独自の部分はないということでもよろしかったでしょうか。1つ確認と、吉富町の場合は、放課後保育を行っています、吉富町にとって今回の条例で何か変わるようなことがあるのでしょうか、お聞きします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長、答弁。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

この分でございますが、先ほど述べたとおり、国の基準通りの条例を定めております。なお、吉富町にとって放課後児童の健全事業に関する要項等ございますが、やはりこういうきちんとした議員さんに審議をいただきまして、条例を定めるほうがよいと思います。以上でございます。

○議長（花畑 明君） もう一回してください。答弁。

○健康福祉課長（上西 裕君） 変わるか変わらないかということでございます。放課後児童の……変わる変わらない……補正の予算で挙げておりますが、現在は1年から3年ということ、低学年を対象に放課後児童をやっておりますが、国のほうは小学生、6年生までをとってきております。また、補正予算でそのところ詳しく説明をさせていただきます。以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ということは、これは吉富町にとって、担当者としてはメリットがあるというふうでよろしいでしょうか。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 先ほど述べたとおり、議員さんの皆さんにきちんと審議いただいた条例の下で、職員としてきちんと仕事をさせていただきます。とてもこの条例は、よくできた条例と思います。以上でございます。

○議長（花畑 明君） 課長も、そういうのを網羅して先に言えば何回も聞かなくていいのに。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 5番、横川です。今山本議員がお尋ねしたところを少し詳しくお尋ねしたいのですけれど、この条例に関して、現在の児童クラブの設備あるいは職員さん等がそぐわない点、あるいは改正すべき点があるのかどうかそれをお尋ねします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。ただいま町がやっている学童の職員体制でございますが、保育資格を十分お持ちのお方もいらっしゃいまして、なおかつ保育に十分たけておる職員もいます。この条例になると、経過措置があるのですが、町が行う、県が行う放課後児童支援員の研修を受けなければならないのであります。現在のうちの学童は、これとほぼ同じ内容で運営をさせていただいております。以上でございます。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） 9番、若山です。この国の法改正で今まで皆さんがる分質問しまして、課長答えましたけれども、国のこの法の通りにやっていかなければならないのは事実で

しょうけれど、そうすると、吉富町にとって人・物・金で負荷が多くかかるのか、大したことはないという語弊があるかわからないけれど、どの程度の負荷がかかるんでしょうかね、人・物・金で。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

負荷でございますが、今度の子育て関連でかなりのボリュームがございます。条例が定められるということは、この条例によってきちんと対応しなければならないということでございます。職員に関しても、きちんと経過措置もございますが、研修を受けた方誰でもが職員になれるという意味合いでもございませぬし、それに伴う人件費、委託料の予算もふえるとは想定をしております。以上でございます。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑はございませんか。是石直哉議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 第10条の4項ですか、おおむね「一つの支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下」となっていますが、現在御存じのとおり学童保育ははるかに実状を超えていると思いますが、今後これが原則に守られると、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。何分今80名の学童をお引き受けさせていただいております。それに伴う支援員、先生の数も代替等入れてかなりの人数がおります。現条例、この条例に沿った人員体制はきちんとさせていただいております。以上でございます。

○議長（花畑 明君） 他に御質疑は。是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） ちょっとお聞きします。今のところですね、1単位当たり2名以上というところがありましたね、支援の単位ごとと、これが今言う40名を一つとする単位ということになるのでしょうか。したがって2名以上の支援員が必要だと。だから、吉富の場合は2名以上いると。補助員でもいいということでしたんで、そういうことの解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） おおむね40人が単位となってございまして、そこには必ず2名以上となっております。1名につきましては、必ずそういう資格を持った方となっております。あと1名についても、十分保育の経験等がある、子育ての経験がある方を配置しております。以上でございます。

○議長（花畑 明君） 是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） ですから、研修が義務づけられるということでした。研修を受けて、例えば、今まで補助員だった方も、研修を受けて資格をとっていただかんと難しくなるよというような流れなのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。職員の資格につきましては、県のほうがきちんとした研修を受けさせて、そういう研修を受けた職員を配置するように指導されております。以上でございます。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） ですから、それを受けないと、その方はここでお仕事できないということになるのでしょうか。以前こういうことがありましたですね。より高い資格を持った方にやっていただきたいとかいうことだったと思いますが、これもそのようになるのでしょうか。そこのところをお願いします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。2名については、必ずそういうような体制といたします。吉富町の学童では、時には3名で対応しております。その3人目については、そういう資格は別に必要はないとは思っております。以上でございます。

○議長（花畑 明君） 他に御質疑はございませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今皆さんの質問をお聞きして疑問点がわいたのでちょっとお聞きしたいのですが、今吉富町の児童保育、学童保育ですね、は1年から3年までという基準になっています。で、今回の新制度ではまた補正予算で説明しますというふうに聞いたのですが、ちょっとその辺わからないんで、1年から6年までになられるということで、今現在吉富町で4年から6年までの保護者で学童に通いたいとかいう要望というのは今までにあったんですか。それとも、要はそういうことがあったらこそこういうのがつくりたいということなのか、その辺をお聞きしたいのですけど。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。平成25年7月9日にアンケートを実施しております。今の放課後児童クラブに来ている生徒……じゃないですね、前の年ですね、小学校1年から3年生を対象に「小学4年から6年生になっても放課後児童を利用したいと思いますか」という、保護者の希望でございますが、月曜から土曜日まで毎日利用したいという方が37名、夏休み等長期学校休業日のみを利用したいという方が19名ございます。あともろもろでございますが、1年から3年の利用者の約95%が何らかの利用を希望されております。以上でございます。

○議長（花畑 明君） 本日は議案がまだたくさん残っておりますので、質疑者も答弁者も簡潔明瞭にわかりやすく行って会の運営に協力してほしいと思います。

今のことに對しまして他に御質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。ただ今議題となっております議案第42号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって議案第42号吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、福祉産業建設委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第5. 議案第43号 吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（花畑 明君） 日程第5、議案第43号吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。担当課長に内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） 議案第43号吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明をいたします。議案書の60ページをお願いします。まず、改正の概要について御説明をいたします。

平成26年3月31日付で先決、4月17日臨時会で御承認をいただきました吉富町税条例平成26年条例第5号、同じく平成26年条例第6号の一部改正のうち、軽自動車税の小型特殊自動車農耕作業用等でございますが、の税率が決定し、また、税条例の一部に期日の遺漏がありましたので、今回一部改正を行うものでございます。なお、今回の改正は地方税法の改正に伴う改正が主となっております。

内容の説明をいたします。内容の説明につきましては、新旧対照表で説明をしますので、資料ナンバー1吉富町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表を御覧ください。

平成26年条例第5号の一部を改正するものです。左側、改正案、附則第20条の5を削る改正規定の次に次のように加えるものでございます。

2ページお願いします。3行目、同号（イ）中、1,600円を2,400円に、4,700円を5,900円に改正を行うものでございます。これは、小型特殊自動車で農耕作業用——トラクター、コンバイン等でございますが——のものを1,600円から1.5倍の2,400円に、その他のもの——これはフォークリフト等でございますが——4,700円から1.25倍の5,900円に変更をするものでございます。この税率の決定については、市町村において税率

を決定するものであるため、今回、本町が決定したものでございます。既存の税率改正の割合に乗じて決定をしております。

なお、参考までに、平成26年4月11日現在の軽自動車の登録台数のうち、主な車両台数を御紹介いたします。軽自動車総数約3,266台、うち原動機付自転車のうち、50ccですね、361台、90cc29台、農耕用、これはトラクター、コンバイン等でございますが、241台、それから自家用の4輪の貨物でございますが558台、自家用4輪の乗用でございますが1,875台等というふうな登録台数でございます。

第7条の4は、地方税法の改正に伴う改正でございます。3ページをお願いします。軽自動車税の課税の特例としまして、第16条は重課税率についての追加を行っております。初年度登録から13年を経過した車両について、20%の重課税が導入をされます。

附則第5条は、新条例附則第16条の運用規定を記載をしております。第2項も同様でございます。

4ページをお願いします。4ページから5ページにかけて第6条は、平成27年3月31日以前に初年度登録した軽自動車については旧税率を適用するものでございます。

それでは議案書に戻ります。議案書の63ページをお願いします。下から2行目になります。附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくをお願いします。

○議長（花畑 明君） それでは、これから質疑を行います。本案に対しての御質疑はございませんか。若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） ちょっと聞き漏らしたかもわからんけれど、フォークリフトの町の方で所有台数はどれぐらいか。

○議長（花畑 明君） 税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） フォークリフトは先ほど述べてはおりませんので。フォークリフトは約8台程度でございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 今の説明の中で、この税率は町で決定できるのだということがありました。以前、上げた経験があるんだろうと思うんですが、それから何年ぐらいこのままできたんでしょうか。

○議長（花畑 明君） 税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） 以前変えた税率は、今現在は持っておりませんが、かなりこの税率で移行していると思います。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 諸物価がいろいろ上がって消費税も上がったわけですが、18%という金額が正しいかどうかというのは、なかなかよくわかりませんが、18%という数字をはじき出した何か根拠がもしあれば、今ここで言えるんならお願いします。

○議長（花畑 明君） 税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） 基本的に農耕用については1.5倍、それからフォークリフトについては1.25倍で税額の設定をしております。基本的に、今回、平成28年度からは、50ccの税金が1,000円から2,000円に上がります。で、最低が2,000円という税率になりますので、それを見据えた上で、基本的に農耕作業用につきましては、現在が1,600円ですので、それよりも2,000円よりも上がるのいいだろうというところで、この近隣の町村と事前協議を行いまして税率等の調整を全て行っております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） 今の説明で、大体、税の増収が、約でいいからどれくらいなのか。

○議長（花畑 明君） 税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） 平成28年度からの実施なんで、どれくらい増額になるかは今現在は試算はしておりません。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論を行います。まず、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 言わずもがなで、税の公正性ということが大事だろうと思います。そういうことを勘案しての増額だろうと理解しております。よって、賛成いたします。

○議長（花畑 明君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第44号 吉富町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（花畑 明君） 日程第6、議案第44号吉富町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。担当課長に内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 議案第44号吉富町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明させていただきます。

第3条第2項中の2号の改正でございます。「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永久帰国後の自立支援に関する法律」の題目が、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永久帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改められました。本条例がこの法律を引用しておりますので、それに伴い改正いたすものでございます。附則としまして、この条例は平成26年10月1日から施行するものでございます。

資料ナンバー1の6ページをごらん願います。下線が改正の箇所でございます。先ほど述べたとおり、題目による改正でございます。よろしく御審議方をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） では、これから質疑を行います。本案に対しての御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第44号は委員会付託を省略することに決定をしました。

次に、討論を行います。まず、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決をされました。

● ● ●

日程第7. 議案第45号 吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（花畑 明君） 日程第7、議案第45号吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。担当課長に内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 議案第45号吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明いたします。

67ページをごらん願います。対象者の部分、第3条第2項中の2号の改正でございます。これも先ほどと同様、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永久帰国後の自立支援に関する法律（平成6年法律第30号）」の題目が、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永久帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改められました。本条例がこの法律を引用しておりますので、それに伴い改正するものでございます。附則、この条例は平成26年10月1日から施行する。

資料ナンバー1の7ページをごらん願います。下線の部分が改正の箇所でございます。御審議方、よろしくお願いたします。

○議長（花畑 明君） では、これから質疑を行います。本案に対しての御質疑はございませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。これ先ほどの条例と同じく、法改正に伴う文言訂正ということでよろしかったでしょうか。確認します。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） はい、そのとおりでございます。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第46号 吉富町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（花畑 明君） 日程第8、議案第46号吉富町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。担当課長に内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 議案第46号吉富町営住宅条例の一部を改正する条例について、御説明をいたします。

69ページをごらん願います。「入居資格」のところでございます。第6条中、第2項中の5号の改正でございます。この改正も、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永久帰国後の自立支援に関する法律（平成6年法律第30号）」の題目が、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永久帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改められました。本条例がこの法律を引用しておりますので、それに伴う改正でございます。さらに、支給給付の額の算定の対象者となる配偶者が特定配偶者に限定されたこと、及びそれに伴う経過措置が設けられたことに関する改正も行われるものでございます。本条例もそれに伴う改正をいたすものでございます。附則、この条例は平成26年10月1日から施行するものでございます。

資料ナンバー1の8ページをごらん願います。吉富町営住宅条例の一部を改正する条例の新旧対照条文をごらんください。下線のところが改正箇所でございます。よろしく御審議方をお願いいたします。

○議長（花畑 明君） これから質疑を行います。本案に対しての御質疑はございませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。今、法改正に伴う文言訂正と言われてましたが、それと別に文言追加がありますが、これ、町独自の改正部分がありましたら教えてください。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） はい、お答えいたします。町独自の訂正等はございません。法律の改正に伴う文言訂正でございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） これ、町営住宅の入居条件に関することなんですが、この法改正に伴うものなんですから関係ないのかもしれませんが、吉富町で過去にこの中国残留邦人の方が町営住宅の入居の申し込み、もしくは問い合わせとかそういうものがあつたんでしょうか。ちょっとその辺を教えてください。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 私の記憶範囲内では、そういう問い合わせはございません。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑は。是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 新しい文言が入っておりますが、この「特定配偶者」の説明をちょっとお願いします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） この「特定配偶者」とは、「特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者——事実婚も含みます——であるもの」と定義されております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論を行います。先に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第47号 平成25年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第10. 議案第48号 平成25年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11. 議案第49号 平成25年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12. 議案第50号 平成25年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13. 議案第51号 平成25年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14. 議案第52号 平成25年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○議長（花畑 明君） お諮りをいたします。日程第9、議案第47号から日程第14、議案第52号までの6議案を一括議題にいたしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第47号平成25年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第14、議案第52号平成25年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの6議案を一括議題といたします。

代表監査委員に監査の報告を求めます。守口監査委員。

○監査委員（守口賢二郎君） 平成25年度吉富町歳入歳出決算意見書、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成25年度吉富町一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算並びに基金の運用状況を示す書類を審査した結果、その意見は次のとおりであります。

1、審査対象、（1）平成25年度吉富町一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類、（2）平成25年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類、（3）平成25年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類、（4）平成25年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類、（5）平成25年度吉富町水道事業会計決算及び関係帳簿証書類、（6）平成25年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類、（7）定額資金運用基金の運用状況。

2、審査終了期日、平成26年8月25日。

各会計について、予算書及び出納日計簿、収入簿並びに支出簿により、出納書類を調査の上、慎重に審査した結果、決算は計数的に正確であり、財務執行は適正であると認定した。また、定額資金運用基金の運用状況について、運用の目的に従って適正かつ効率的に運用され計数及び証票書類貯金証書なども合致し、正確であると認めた。

平成26年9月5日、吉富町監査委員太田文則、同、守口賢二郎。

以上です。

審査終了期日は、平成26年8月28日です。以上、訂正します。

○議長（花畑 明君） ありがとうございます。

次に、決算の概要について会計管理者に説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（友田 博文君） 平成25年度の決算の概要について説明いたします。

それでは、平成25年度の決算につきまして、お手元の平成25年度決算の概要により、順次、各会計の内容の要点を御説明申し上げます。

1ページをお開きください。1ページは、一般会計及び特別会計を総括したものであります。一般会計及び4つの特別会計の歳入決算額の合計は、47億1,432万5,954円、同じく歳出決算額は、43億5,108万7,067円です。

2ページから3ページをお願いいたします。まず最初に、一般会計の概要から御説明をいたします。1の概要（1）の予算額は、当初予算額25億9,600万円、補正予算額6億2,783万円、平成24年度の繰越事業費繰越額2億5,381万2,000円、これは繰越明許費分が2億5,381万2,000円、この内訳は、2款総務費1項総務管理費の役場庁舎耐震補強事業4,815万円、3款民生費2項児童福祉費の子育て支援センター耐震補強事業の1,659万3,000円、8款土木費1項土木管理費の町道改良事業（分筆登記手数料）でございます

117万円、8款土木費2項道路橋梁費の町道改良費別府三又1号線道路改良工事ほか5件で2,947万1,000円、8款土木費5項住宅費の山王住宅建設事業で1億1,093万8,000円、9款消防費1項「消防費の防災アセスメント調査及び地域防災計画修正業務」で965万円、10款教育費2項小学校費の吉富小学校給食調理室空調機器設置事業で2,723万3,000円、同じく同款同項で吉富小学校下水道排水設備事業505万2,000円、10款教育費5項保健体育費の吉富町体育館耐震診断事業555万5,000円の合計9件であります。

予算現額といたしまして、34億7,764万2,000円となります。

(2)の決算額は、歳入額で34億9,289万3,854円、歳出額で32億1,074万4,164円で、歳入歳出差し引き残高は2億8,214万9,690円となり、この中から財政調整基金条例の規定に基づきまして、財政調整基金へ1億4,000万円決算積立をいたしておりますので、平成26年度の繰越額が1億4,214万9,690円となります。なお、その中には、6月議会で報告がありましたとおり、平成25年度の繰越明許費繰越額、特に国の経済対策の一環として3款民生費の子ども・子育て支援新制度システム導入事業、8款土木費山王住宅建設事業(第2、第3工区解体工事分)、9款消防費吉富町消防団第1分団消防車両購入事業、10款教育費吉富町体育館耐震改修事業の4事業であります。

財源の内訳で、未収入特定財源の国庫支出金、県支出金並びに地方債を除きました一般財源の合計額877万9,000円が含まれております。

(3)は、最近5カ年度の決算の状況でございます。

2の歳入。(1)歳入の決算額では、調定額が35億5,483万9,964円で、収入済額34億9,289万3,854円、不納欠損額は90万5,029円、収入未済額は6,104万1,081円です。不納欠損額の内訳につきましては、下の備考に記載しているとおりでございます。収入未済額の内訳につきましても、備考に記載しておりますが、負担金の167万5,610円につきましては保育料、使用料の859万5,750円につきましては主に住宅使用料関連でございます。

(2)は歳入決算額の科目別内訳でございます。25年度と24年度を対比したものでございます。

3ページの3の歳出。(1)の歳出の決算額では、予算現額34億7,764万2,000円に対しまして、支出済額が32億1,074万4,164円で、執行率が92.33%ということになっております。不用額は1億8,049万4,836円、繰越明許費等が8,640万3,000円で、詳細につきましては3ページから4ページにかけて(2)の歳出決算額の科目別内訳に記載をいたしております。備考の不用額等の内訳につきましては、目で100万円以上の不用額が生じたものと繰越明許費の額を記載いたしております。

なお、3ページの3、歳出の(1)歳出の決算額の繰越明許費8,640万3,000円から、2ページの1、概要(2)決算の翌年度繰越額の繰越明許費繰越額877万9,000円を差し引きました約7,762万4,000円が、先ほど財源の内訳で申しました未収入特定財源といたしまして、平成26年度の国庫支出金と地方債として入金されます。

4ページをお願いいたします。4ページの(3)は、歳出決算額の性質別内訳でございます。25年度と24年度を比較したものでございます。

5ページをお願いいたします。4の町民の負担状況ですが、これも平成25年度と24年度を比較したもので、平成25年度における歳入総額に対する割合は、15.16%になっております。町の町債の現在高であります。前年度末現在高は23億541万5,000円、本年度中の起債額は2億3,657万7,000円、償還額は1億5,991万円で、25年度末現在高は23億8,208万2,000円となっております。

6ページをお願いいたします。6の町有財産の状況でございます。詳細につきましては、一般会計歳入歳出決算の102ページ以降に記載をいたしておりますが、土地につきましては平成25年4月5日付、旧延命社宅跡地、大字直江の333の1と334の3、345の3で、面積が5,314.45平方メートル、115.21平方メートル、8,655.15平方メートルの計1万4,084.81平方メートルで、面積的には増減ございません。

普通財産から行政財産への所管がえ、管理が企画財政課から産業建設課へ移りました。平成25年11月22日の鈴熊分譲地売却による365平方メートルの普通財産の減となっております。建物につきましては、行政財産の部として山王住宅、今吉40の1が316平方メートルの増加となりました。旧住宅を取り崩した後新築したためによる増加分389.62平方メートルと、減少分74.08平方メートル分でございます。

普通財産の部につきましては、昨年同様、増減はございません。

車両につきましては、昨年同様、同数の25台でございます。

一般会計に属する基金の年度中の増減では、4,945万5,000円増加いたしております。増減の内訳につきましては、次のとおりであります。

まず、増加の分について申し上げますと、財政調整基金で3,000万円。これは、平成24年度決算剰余金で3,000万円、減債基金で1億円、地域振興基金で500万円、地域の元気臨時交付金基金で1億円、公共下水道事業費基金で1億3,000万円、まちづくり応援基金で11万円、それに利息で191万1,394円の増加であります。増加分の合計が3億6,702万1,394円。

減少の分につきましては、財政調整基金で1億8,224万1,000円、地域振興基金で731万7,000円、公共下水道事業費基金で1億2,800万円、まちづくり応援基金で

8,000円の基金取り崩しによる減少でございます。

小計3億1,756万6,000円。増加の分から減少の分を引きました4,945万5,394円が、今年度中ふえた分でございます。

なお、基金につきましては、出納整理期間がございませんので会計年度4月1日から3月31日までということになります。備考には、26年3月31日現在の各基金等の金額を掲載いたしております。

次の7は、一部事務組合の財産の状況でございます。7ページ、8ページは、歳入歳出決算の科目別の割合を円グラフであらわしたものでございます。

以上で、一般会計を終わります。

引き続き、9ページをお願いいたします。国民健康保険特別会計の決算の概要でございます。

1の概要で(1)の予算額でございます。当初予算額7億8,404万9,000円、補正予算額3,558万円で、予算現額といたしまして8億1,962万9,000円でございます。

(2)の決算額は、歳入額8億3,498万4,291円、歳出額7億7,403万1,278円、歳入歳出差し引き残高は6,095万3,013円で、この中から保険給付費支払準備基金条例の規定に基づきまして保険給付費支払準備基金へ2,000万円の積み立てをいたしておりますので、平成26年度への繰越金は4,095万3,013円となります。

(3)は3カ年度の決算の状況でございます。2の歳入(1)の歳入の決算額です。調定額は8億8,020万3,464円、収入済額が8億3,498万4,291円、不納欠損額が205万6,066円、収入未済額が4,316万3,107円であります。(2)は、収入決算額の科目別内訳で、25年度と24年度を比較したものでございます。

10ページをお願いいたします。3の歳出(1)歳出の決算額では、予算現額8億1,962万9,000円に対しまして、支出済額が7億7,403万1,278円で、執行率が94.44%ということになっております。不用額は4,559万7,722円で、この不用額の内訳は、下の備考に記載しているとおりでございます。

(2)の歳出決算額の科目別内訳で、25年度と24年度を比較したものでございます。4は、被保険者の負担状況であります。25年度と24年度を比較しております。この基金で、保険給付費支払準備基金の状況ですが、2,000万円の決算積立と5万8,352円の利息積立金の合計2,005万8,352円となり、平成25年度は基金の取り崩しはございません。よって、平成26年度3月末現在高は1億2,299万4,116円となっております。

次の高額療養資金貸付基金の状況ですが、貸付金の原資は350万円で、平成25年度中に貸し付けをしておらず、本年度末現在高は、原資額の350万円となっております。

11ページをお願いいたします。奨学金特別会計決算の概要について御説明を申し上げます。

1の予算額は、当初予算額2,497万8,000円、補正予算額は減額の256万4,000円、予算現額が2,241万4,000円でございます。2の決算額の歳入額は2,241万4,833円、歳出額は1,716万1,925円、差し引き残額は525万2,908円で、この金額が26年度への繰り越しということになります。3の歳入の決算額、4の歳出の決算額は、科目別の決算額でございます。この奨学金基金は、基金利息1万4,433円の積み立てと600万円を取り崩しましたので、25年度末現在高は5,367万8,380円となっております。

次の12ページをお願いいたします。公共下水道事業特別会計決算の概要を御説明申し上げます。1の予算額は、当初予算額3億711万8,000円、補正予算額は減額の2,981万4,000円、予算現額は3億733万4,000円となります。2の決算額の歳入額は2億6,935万9,764円、歳出額が2億5,666万9,469円、差し引き残額は1,269万295円で、この金額が26年度へ繰り越しされます。3の歳入の決算額、4の歳出の決算額は、科目別の決算額を記載いたしております。5の町債の現在高ですが、本年度中の借入額が5,450万円、償還額が6,291万8,000円で、本年度末の下水道事業債の現在高は20億9,221万4,000円でございます。

次の13ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計決算の概要について御説明を申し上げます。1の予算額は、当初予算9,748万2,000円、補正予算額は増額の34万4,000円で、予算現額は9,782万6,000円です。2の決算額の歳入額は9,467万3,212円、歳出額が9,248万231円、差し引き残額は219万2,981円で、この額が26年度への繰越額となります。3の歳入の決算額、4の歳出の決算額は、科目別に決算額を掲載いたしております。

次は水道事業会計でございます。

○議長（花畑 明君） それでは引き続き、水道事業会計の決算の概要について担当課長の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 引き続き、平成25年度吉富町水道事業会計の決算の概要について御説明いたします。

14ページでございます。1、収益的収入及び支出で、まず収入は予算現額1億6,799万7,000円です。支出は、予算現額1億5,532万6,000円です。これに対し決算額は、収入1億7,083万2,661円、支出1億3,951万4,571円で、収入支出差し引き残額3,131万8,090円です。

次に資本的収入及び支出で、まず収入は、予算現額1億6,072万2,000円です。支出は、予算現額7,799万6,000円です。これに対し決算額は、収入1,213万8,500円、支

出4,976万3,786円で、収入支出差し引き残額マイナス3,762万5,286円です。資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,762万5,286円は、過年度損益勘定留保資金3,679万3,560円。当年度消費税及び地方消費税資本的収入調整額83万1,726円で補填をいたしました。

次に3、契約の要否につきましては、以下の記載のとおりでございます。

次に4、業務についてでございます。対前年度と比較をしております。以下の記載のとおりでございます。

次に5、企業債及び一時借入金の概要でございます。前年度末残高2億4,956万555円で、对本年度償還高2,015万9,036円です。本年度末残高2億2,940万1,519円です。一時借入金についてはございません。

次に6、平成25年度の水道事業会計固定資産の明細についてでございます。固定資産の年度当初現在高13億2,554万2,354円で、年度増加額2,819万5,000円、減少額385万2,124円で、年度末現在高13億4,988万5,230円です。当年度の減価償却増加分は1,873万3,059円、減少額365万9,520円で、減価償却累計総計7億3,482万1,102円で、年度末償還済額6億1,506万4,128円でございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 決算の概要説明が終わりました。

引き続き、議案第47号平成25年度吉富町一般会計歳入歳出決算について、ページを追って質疑を行います。

それでは、決算書1ページをお開きください。1ページ、2ページ、3ページ、4ページ、5ページ、6ページ、7ページ、8ページまで。

続いて、事項別明細書1ページをお開きください。歳入1ページ、2ページ、3ページ、4ページ、5ページ、6ページ、7ページ、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番山本です。11款分担金及び負担金1項負担金1目民生費負担金で、1節児童福祉費負担金ですが、こちらの中に保育料などの収入未済額がかなり上がっているんですが、その内訳を説明してください。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長、答弁。

○健康福祉課長（上西 裕君） はい、お答えいたします。

167万5,610円の未済額でございますが、現年の分が7名、滞納者の分が14名ございます。引き続き、徴収を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） いいですか。山本議員いいですか。

7ページほかに。

8ページ、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 8ページですね、こちらの分で、12款使用料及び手数料で、1項使用料、1目土木使用料の中で、こちら1節から6節まで、道路使用料から駐車場使用料まで、こちらの分についての、ちょっと説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） それでは、道路使用料について御説明いたします。まず、道路使用料につきましては、NTT、九州電力、それからアンテナが大部分の占用料でございます。そのほかには、里道として九州電力が電柱を建て込んどる、その分の占用料でございます。以上です。

○議長（花畑 明君） 8ページ、ほかにございせんか。（「6項」と呼ぶ者あり）あ、順番か。

○健康福祉課長（上西 裕君） はい、お答えします。

○議長（花畑 明君） なら、順番に。健康福祉課長から。

○健康福祉課長（上西 裕君） 2節住宅使用料でございます。現年分の調定でございますが、滞納でございます。766万7,150円の滞納でございますが、現年分につきましては、現年分の滞納者でございますが、現在入居される方が16名の滞納がございまして、実際お住まいにならない方を合わせて38名の滞納となっております。徴収率にいたしましては、前年度は97.26%でございましたが、今年度98.71%と若干でございますが、滞納が減っております。引き続き、厳しい徴収をしたいと思います。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 続いて、産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） それでは、河川占用料について御説明いたします。

吉富町河川占用徴収条例に基づき徴収をいたしました、129件の調定でございます。主といたしましては、住宅への出入り用の通路の床板で、3メートル以上を超える分の占用料でございます。ちなみに、面積としまして1平方メートルが240円で賦課をしております。

なお、調定未済額の8,400円につきましては、河川の改修工事において占用物件の調定を落とすところを失念しておりまして、8,400円の未済となっております。

次に、漁港使用料についてですが、調定額が73万3,270円に対して、収入済額が73万3,270円、内容につきましては、かき小屋、それから造船所等の占用でございます。かき小屋は2件、造船所が2件、あとポンプ設備が1件でございます。そのほかにつきましては、遊漁船の施設使用料として36件、公共工事の資材置き場として4件となっております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 続いて、健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 5節住宅共益費でございます。共益費につきましては、幸子団地のみ月額3,000円をいただいているところでございます。現年分としまして172万8,100円、滞納繰り越し分として12万1,400円滞納がございます。現年分の滞納といたしましては7名、現在入居されていない方を入れると23名がいます。これも住宅使用料とあわせて、徴収に励みたいと思います。

6節の住宅使用料でございます。駐車場使用料でございます。これも幸子団地のみでございます。月額2,500円をいただいております。駐車料の未納額は38万1,500円でございます。これも住宅使用料共益費と一緒に徴収に励みたいと思います。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 駐車場の使用料で、吉富駅有料駐車場の使用料の内訳について、御説明いたします。

利用件数が3万4,739件、うち有料件数が2万9,273件でございます。日平均にしますと利用件数が95件、うち平均有料件数が80件。日平均の料金としましては、8,800円程度でございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いませぬ、今、るるちょっと説明いただいたんですが、先ほど、町営住宅の駐車場、これちょっと未納分、件数がさっき説明なかったんで、件数が何件か。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長、答弁を。

○健康福祉課長（上西 裕君） 現年分が6名でございます。滞納分ともう転出された方を合わせて19名の方が滞納されております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほど住宅使用料のときは未納者が、入居者が16人で、こちらの住宅共益費の未納者が7人で、駐車場の使用者が6人、というちょっとばらばらなんですけど、これ、こっちのお金は払ってこちらは払わんとかいう形でしょんか、どうなん、ちょっとその辺をお聞きしたい。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 滞納している方には、毎月何万円というような分納されている

方がございますので、その関係で若干そういう人数がずれると思います。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） いいですか。

続いて9ページお願いします。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 同じく12款1項使用料ですが、こちらで、教育使用料の1節から3節まで、幼稚園使用料、社会教育使用料、保健体育使用料の内容についてちょっと説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） お答えいたします。まず1節の幼稚園使用料であります。25年度の入園者は2名でした。そのうち1名が保育料免除世帯でありましたので、1名分の調定で月5,000円掛け11カ月の5万5,000円の収入であります。

次に、2節の社会教育使用料であります。

まず、フォーユー会館につきましては、396万3,667円の使用料収入であります。利用者数につきましては、4万2,560人です。

次に、研修センター使用料につきましては、そこに記載のとおり1万8,220円の収入であります。利用者数につきましては、207人です。

次に、憩いのやかたの使用料であります。使用料は34万9,400円の収入でありまして、利用人数につきましては1万5,187人です。

次に、3節の保健体育使用料であります。

まず、体育館の使用料であります。これにつきましては、体育館、武道館の使用料であります。使用料収入としまして85万1,000円。なお、利用人数につきましては、体育館につきましては1万9,788人、武道館につきましては1万1,412人の利用人数であります。

次に、総合グラウンドの使用料であります。16万3,100円の収入額であります。利用人数につきましては、1万6,806人の利用人数でありました。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回、この総合グラウンドのほうが昨年に比べてかなり減収になっているんですが、その辺は何かこう、確認できますでしょうか。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） いろいろ利用のときの天候等の関係で、利用できない日にちがあったものと推測されます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちなみにこの中で、町民が無料で使える施設はどこにあるんですかね。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 町民が無料で使える施設にありましては、フォーユー会館、体育館、武道館等のそれぞれの、体育施設におきましては体協等の団体等が使用料が免除になっております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっとその下に行きますけど、2項の手数料、1目総務手数料の1節総務手数料、この中に公文書閲覧手数料というのが入ってるんですが、これは何件分で、どのような内容なんでしょうか。ちょっと説明してください。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） はい、お答えします。件数につきましては、2件になります。1件が200円になります。中身につきましては、ちょっと先に行ってください。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 件数につきましては、教務課分に係る分が1件あります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 同じく9ページ、ふるさとセンター使用料です。前年は7,900円ぐらいだったと思うんですが、ちょっとふえております。これからどのようにお使いなんでしょうか。今、ふるさとセンターというんですか、駅舎にくっついておられると思いますが、それを商工会に委託管理させていただいておりますが、これからもそのままで行くんでしょうか。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 25年度につきましては、平成24年4月1日に同センターの管理条例を全部改正し、今、料金を改定いたしました。その関係もあって、各種団体が利用していただいているという状況であります。なお、平成26年度についても同様に、そういった各種団体には幅広くふるさとセンターを利用させていただくように周知をしているところでございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） ふるさとセンター、この使用料はどこに入るんでしょうか、雑入っちゃうか、何ですかね、どういう使い方されるんでしょうか、簡単に言えば。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えします。一般財源として使われるということです。
以上です。

○議長（花畑 明君） ほかにございますか、9ページ。

10ページお願いします。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 10ページですね。また款手数料同じくで、3目衛生手数料で、こちらの2節衛生手数料で、犬登録手数料と狂犬病予防注射済票交付手数料と入っておりますが、これ、吉富町で今、何件ぐらいあるんですかね。ちょっと教えてください。

○議長（花畑 明君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） お答えします。平成25年度末で、登録件数が283頭います。
以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに10ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと今のと同じ、今のところなんですけど、これ猫も何かいろいろ問題があるようなんですけど、これ猫の把握っちゃ、この犬登録と一緒にようなシステムっていうのはないんですか。ちょっとお聞きします。

○議長（花畑 明君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 猫につきましては、登録制度がありませんので、そういうふうな把握は行っておりません。
以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 同じく手数料で、5目の土木手数料、1節土木手数料の中に、こちらに屋外広告物許可申請手数料と住宅使用料督促手数料、あと何もなく督促手数料というのがありますので、ちょっとこの辺の内訳を教えてください。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） それでは、屋外広告物について御説明いたします。屋外広告物として管理中の物件が、現在24件。平成25年度につきましては4件、新たに許可を受けております。合計28件が現在、屋外広告物として許可を受けております。
以上です。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 住宅使用料督促手数料の件でございます。2万9,000円。1件100円で、290件の督促を出しております。納期限まで納付をしない場合は、督促状を出すようになっております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 是石議員は。よろしいですか。

その下の督促手数料、2万3,400円の分については、どこの管轄の分ですか。

え、ちょっと待ってください。どの課の分になりますか。ちょっとお待ちください。はい、産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 申しわけありません。この督促手数料については、ちょっと私も確認しておりませんので、委員会にて報告させていただきます。

○議長（花畑 明君） そのようにお願いします。是石利彦議員。（「今わからんならいいや」と呼ぶ者あり）結構、あの、ちょっと不要な発言は控えてください。是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 今、土木手数料のところですね、屋外広告物許可申請手数料について、ちょっと、これ内容をお願いします。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 例えば、町道、県道において、広告等の看板を設置する場合には、福岡県の屋外広告条例に基づきまして許可を町が行うこととされております。そういった屋外広告物について、許可を権限移譲受けております。そういったものでございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 素朴な質問で申しわけない。私、商売してますが、商売上、看板出すんですが、私の敷地内に。そういうものは構わんのですね。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） はい、お答えします。屋外広告物については、県から移譲されて、それについて更新をしております。それ以降につきましては、本町の町内を巡回したときに、新たに設けられた設置看板について指導しております関係から、県から移譲する前に掲げた看板等については把握をしておりません。

以上です。

○議長（花畑 明君） よろしいですか。

ほかに10ページ、ございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 暫時休憩をいたします。再開は、午後1時といたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

○議長（花畑 明君） それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

先ほどの10ページの督促手数料について、執行部より説明がありますので、発言を許します。
健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 大変失礼しました。10ページの1節の土木手数料でございます。その中の督促手数料2万2,400円でございますが、住宅の共益費並びに駐車場の督促料でございます。これが2つ合わせて214件、2万1,400円が住宅の共益費、駐車場に当たる部分でございます。大変失礼しました。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 先ほど、健康福祉課長が説明しました督促手数料のうち、河川
占用使用料の分の督促手数料が10件、1,000円分が含まれております。報告終わります。
以上です。

○議長（花畑 明君） それでは11ページ、国庫支出金からお願いします。12ページ、山本
議員。

○議員（2番 山本 定生君） 12ページ、この国庫支出金、国庫補助金、民生費補助金の
57節児童虐待DV対策等総合支援事業補助金、こちらのちょっと説明と、これ57節でよかつ
たんですね。ちょっとその辺を確認したいんですけど。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

57節でいいと思うんですけど、今手持ちの書類がございませんので、また後ほどお答えした
いと思います。

○議長（花畑 明君） 続いてDVについては。

○健康福祉課長（上西 裕君） 失礼しました。お答えさせていただきます。

児童虐待DV対策等総合支援事業費補助金でございます。44万9,000円でございますが、
これでございますが、子育て相談総合窓口にかかる経費並びに児童虐待防止啓発活動にかかる、
2分の1の県からの国庫補助金でございます。

なお、さっきの57節でいいのかという説明がございましたが、私の資料を確認したところ
57節となっております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 12ページ、ほかにございませんか。是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） ちょっと今の57節ですが、歳出ではどういうところに使うんで
しょうか。今の説明の中にあつたんでしょうか。ちょっとお願いします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 後ほどまた歳出のほうで説明させていただきます。

○議長（花畑 明君） 13ページ、お願いします。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 13ページ、国庫支出金の中の国庫補助金、教育費補助金1節教育費補助金、この中の内訳を説明してください。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） まず、1節教育費補助金のまず1番目に、この補助金につきましては、生活保護法第6条第2項に規定する、要保護者に対して行う国庫補助金であります。本町では、要保護者に修学旅行費を国の基準以内で補助しておりまして、補助率は事業費の2分の1です。25年度の実績としまして、3名の生徒に対しまして、5万6,151円を補助しましたので、その2分の1の2万8,000円の国庫補助金がありました。これ内容につきましては、修学旅行費の実費の3人分であります。その2分の1であります。

次に、幼稚園就園奨励補助金であります。この補助金につきましては、町が行います幼稚園就園奨励補助に対しまして、3分の1以内の補助率で国庫補助されるものであります。町の幼稚園就園奨励補助につきましては、吉富町の私立幼稚園就園奨励費補助の手續等に関する規則に基づき、私立幼稚園へ通っている者に補助をしております。25年度の実績としまして、4園、私立幼稚園4園、園児7名に対しまして、76万3,000円を補助して、そのうち国庫補助が18万6,000円となっております。

次に、特別支援教育就学奨励費補助金4万円であります。この補助金につきましては、公立学校の特別支援教育の就学奨励事業に対しまして補助される国庫補助金であります。町は、特別支援学級に通学しております児童の保護者に対しまして案内をし、申請のあった者に対して審査をしまして、奨励金を交付しております。25年度の実績としまして、4人の児童に対しまして、12万1,052円を補助しまして、そのうち国庫補助が4万円となっております。

次に、学校施設環境改善交付金であります。これにつきましては、小学校調理室空調設置工事、下水道排水設備工事、トイレ改修工事にかかる国庫補助金であります。

まず、繰越事業分につきましては、給食調理室の空調と下水道の接続工事、それと事務費で合わせまして収入済み額で588万7,000円あります。次に、現年分でトイレ改修工事分の国庫補助金ありますが、3,216万5,000円、合わせて3,805万2,000円の補助金であります。

次に、学校施設環境改善交付金、事務費であります。これにつきましては、トイレ改修工事の事務費の32万1,000円の国庫補助金であります。

以上であります。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません、今るる説明があったんですが、ちょっと2つ最後の学校施設環境関係の2つについて、ちょっと補助率の説明がなかったので、補助率の説明ください。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） まず、給食調理室空調工事につきましては、補助率が3分の1であります。下水道の接続工事につきましても、工事費の3分の1であります。事務費につきましては、交付額の100分の1で算定されております。次に、トイレの改修工事につきましては、事業費の3分の1の補助であります。事務費につきましては、交付額の100分の1で算出されまして、32万1,000円であります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 続きまして、同じ目の2節防音事業関連維持事業補助金ですか、ちょっとこの辺の説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） お答えします。

これは防音事業関連事業費補助金として、154万3,000円の補助金であります。内容につきましては、小学校の教室の除湿器を稼働させます、その電力量料金の10分の6、それと電力量基本料金の3分の2の補助率で補助されます国庫補助金であります。電力量料金分につきましては、51万840円の10分の6で30万6,000円です。基本料金分につきましては、185万6,612円の3分の2の補助率で、123万7,000円あります。合計の154万3,000円の補助金であります。

以上です。

○議長（花畑 明君） よろしいですか。じゃ、14ページ、15ページ、16ページ、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 16ページ、14款県支出金2項県補助金2目の県補助金1節の総務費補助金ですね。こちらの中の1節総務費補助金の中のこの項目、個性ある地域づくり推進事業費補助金、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金、生活交通確保対策補助金、こちらについてちょっと説明をください。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今、御質問のありました個性ある地域づくり、それから緊急雇用の分につきましては、企画財政課でございますので、まず最初に回答、お答えさせていただきます。

まず、個性ある地域づくり推進事業費補助金でございますが、金額が11万7,000円となっております。これにつきましては、京築フェスタ実行委員会の負担金というものがございまして、そのかかった費用の、10万2,000円かかったわけなんです、その2分の1の補助ということで5万1,000円、それから、吉富町明るいまちづくり活動補助金交付事業ということで、この合計額が13万2,147円でございます、そのやはり補助率2分1ということで計算いたしまして、最初の京築フェスタの分が5万1,000円、吉富町明るいまちづくり活動補助金交付事業の分が6万6,000円、合わせまして11万7,000円となってるわけでございます。

続きまして、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金についてでございます。金額は525万6,079円となっております。これにつきましては、この事業は、厳しい雇用情勢を踏まえ、生活防衛のための緊急対策として、新たな雇用を創出する事業を国からの交付金を財源にしまして、県が基金を造成しております。それによりまして、県及び県下市町村において、雇用対策の事業を行ったものでございます。

本町につきましては、直接雇用の2事業といたしまして、こどもの森に保育士1名を雇用いたしました。事業名が保育士加配特別支援事業でございます。それと小学校に非常勤講師1名を雇用しております。事業名としましては、学習支援員配置事業でございます。その合計の金額と、あとそれに合わせまして、雇用保険料、それから職員の総合健診負担金、それと非常勤の職員の公務災害補償の保険料等合わせまして、その合計金額が先ほど言いました525万6,079円になってございまして、その10分の10が交付されたものでございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 最後の生活交通安全対策補助金なんですけども、これにつきましては県の補助金で、本町が実施しています吉富町の巡回バス、それから築上東部乗合タクシーに対しまして、経費の負担割合に応じまして、収益率、それから補助率、それから補正率をかけた上で、補助金を計算してこの金額になっております。

ちなみに、巡回バスに関しましては34万2,000円、それから築上東部乗合タクシーに関しましては、9万円の補助があります。といいますのも、乗合タクシーのほうが収益率がいいもので、補助金が少なくなっております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 声を出してくれないとわかりません。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） これ生活安全じゃなくて、生活交通確保対策なんですかね。これ、その負担割合とかそういうのはないんですか。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 実際の金額でお教えしましょうか。巡回バスなんですけども、補助対象の経費費用が539万4,430円、それから補助対象経費収益ということで、収益が110万7,000円、欠損額ということで、この経費費用と収益を引いた分ですね、引いた分が428万7,430円、これに経常経費を110万7,000円を428万7,430円で割った部分が0.205になるんですけども、これが収支率になります。この収支率の20%を掛けた分と、なおかつその40%掛けた部分で金額が34万2,000円と、こういうようなちょっと複雑な計算で補助金が算出されております。

○議長（花畑 明君） ほかにございませんか。17ページお願いします。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） こちらの県補助金、民生費補助金4節老人福祉費補助金の中の老人クラブ助成事業費補助金と老人クラブ連合活動促進事業費補助金、この2つについてちょっと説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

老人クラブ助成事業費補助金でございます。吉富町には、現在、14クラブがございますが、12クラブが適正クラブとなっております。会員数がおよそ30名以上がこの12クラブでございまして、それに対する県からの補助金でございます。

次の老人クラブ連合会活動促進事業費補助金16万円でございます。この分は、老人クラブに連合会がございまして、その活動を促進する事業費となっております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません、この老人クラブ助成事業費というのはどうやったのですかね。団体宛てにの金額やったのですかね、人数割やったのですかね。ちょっとその辺教えてください。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 後でまた老人クラブの補助金のところで出ておりますが、人数割と平等割に2つに分かれております。

以上です。はい、そうでございます。

○議長（花畑 明君） ほかにございませんか、17ページ。18ページお願いします。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 同じ款、項で、7目の教育費補助金の1節社会教育費補助金、地域活動指導員設置事業補助金とありますが、ちょっとこちらの説明をしてください。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） お答えします。

地域活動指導員設置事業につきましては、福岡県が子供たちの生きる力を育むため、生活体験、社会体験、学習活動などの地域活動を推進することを目的に実施しております事業であります。地域活動指導員設置事業補助金交付要綱に基づきまして、我が町において、地域活動指導員を設置しております。その経費の一部が補助金として交付されるものであります。補助金につきましては、50万4,360円になります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） これ去年の31万6,000円なんですが、これは人数割とかなんかそういう算定根拠っていうのがあったら教えてください。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） これは、地域活動指導員1名につきまして、報酬、月額20万円以内の報酬と、それを基礎として算定されます社会保険料を合算して算出されます年間所要額の10分の9以内の補助率で補助されます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 続いて19ページお願いします。20ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 15款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入の中の町有地貸付料と環境衛生事務組合土地貸付料、社会教育施設用地貸付料、この3点について説明してください。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

まず、最初の町有地貸付料でございます。金額が125万2,054円ですね、済みませんでした、の説明でございます。このうちをほとんどが企画財政課の管轄でございます。その分の正確な数字でいきますと、企画財政課管理分124万5,788円になります。

その内訳なんです、町有地貸付料といたしまして、長期貸付分といたしまして4件ほどございます。まず1件が、天仲寺山の下の町有地をお貸ししております。その金額が年間72万円となります。それと次ですが、黒川沿いのところですが、1件お貸ししております。その金額が年間で10万円でございます。それと25年度から、新たに貸し付けをしております別府の町有地のところでございます。ここにつきましては、25年の7月25日からの貸し付けが始まってございます。その金額が、日割り計算もしまして、36万7,390円となっております。その分の町有地貸付料の合計が118万7,390円となります。

それから、あと電柱があります。電柱の占用料が合計で5万8,108円となっております。

それとあと、町有地の貸付料の短期分、臨時的にお貸しした分が1件ございます。その分が計算によって290円ということになっております。内訳としては、その合計金額になるわけでございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） お答えいたします。

環境衛生事務組合土地貸付料ですけど、これは界木にありますし尿処理場とその事務所に対しましての土地貸付料の代金でございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 3点目の社会教育施設用地貸付料11万4,360円の説明をいたします。

これにつきましては、社会教育施設内に設置をしております各種自動販売機、それと武道館の西側の駐車場にあります、九州電力に貸してあります大気環境自動測定局、それと同じく九州電力に皇后石研修センター内にあります、電力供給用の電柱等の用地貸付収入となっております。その内容につきましては、自動販売機につきましては、全部で10台で10万8,570円です。大気環境自動測定局用地につきましては、面積が14.76平米で2,660円です。電力供給用につきましては3,134円、合計の11万4,364円となっております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 町有地貸付料、先ほど多分72万円というのが、昨年の説明では東病院だから、あの駐車場のことかなと思うんですが、この環境衛生事務組合に土地を貸し付けておりますが、ここの環境衛生事務組合というところはもう既に決算終わられたんでしょうか。ちょっとお聞きします。

○議長（花畑 明君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 8月の28日に、環境衛生事務組合の議会で決算の認定をもらっております。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかによろしいですか。ページを進めます。21ページ、22、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません。2項財産売り払い収入1目不動産売り払い収入1節

不動産売り払い代金の中で、町有地売り払い収入というのがありますので、ちょっとそちらの説明をしてください。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

町有地普通財産の売り払い収入として、733万2,000円が上がっております。これにつきましては、鈴熊分譲地の3区画のうち、最後の1区画が残っておったわけですが、その分が売れたということの収入でございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 同じページで、16款寄附金1項寄附金1目一般寄附金で、こちらで1節一般寄附金がありますが、あとその下のふるさと吉富、ちょっとページ変わるんで、先にこちらだけいきます。一般寄附金について、ちょっと説明のほうをお願いします。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

一般寄附金として、500万円の寄附をいただいております。この寄附につきましては、吉富町のほうに引っ越しというんですかね、住まわれまして、この吉富町が気に入ったということで、吉富町のためにということで、亡くなられました御遺族の方からいただいた寄附でございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今の説明じゃ、多分1件だと思います。こちら1件中の1件ということよろしいでしょうか。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 済みません、そのとおりでございます。

○議長（花畑 明君） 22ページをお願いします。

挙手をするときは声かけをしてください。私も下の資料を見てます。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 同じ寄附金の中でページまたがりますので、次の1節ふるさと吉富まちづくり応援寄附金、こちらについての説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

ふるさと吉富まちづくり応援寄附金として、11万円を上げてございます。これは20年度から開始された寄附金制度でございまして、この25年度につきましては、合計7件、人数で言い

ますと2名の方からの寄附でございます。この合計が11万円ということでございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） また同じく22ページ、こちらの3目児童手当にかかる寄附金というのがありますが、ちょっとこちら、これはどういうものなんでしょうか。昨年までは多分、子ども手当支援寄附金だったと思うんですが、ちょっとその辺の説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 現在ある制度で児童手当がございます。その分で寄附金をいただいたならば、こちらに入れるような節をつくっております。残念ながら今のところはゼロということで。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと小さな話なんですけど、去年は支援寄附金やったんですが、今回支援じゃなくなったけど、何かそれは意味があったのかないのか、ちょっとその辺教えてください。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 特段の意味合いはございませんが、児童手当にかかる寄附金ということで、たしかこれ、県のほうからそういう準則かなんかを参考にさせてもらってると思います。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この下、今度17款繰入金1項基金繰入金1目基金繰入金の中で、2節特定目的基金繰入金というのがあって、この中に公共下水道事業費基金繰り入れはいいんですが、このふるさと吉富まちづくり応援基金繰り入れと地域振興基金繰り入れについて、ちょっと説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） まず最初に、ふるさと吉富まちづくり応援基金繰り入れについて説明させていただきます。金額は8,000円ということなんですが、これは平成24年度、ふるさと吉富まちづくり応援寄附金として10万8,000円を受け入れたもののうち、この平成25年度当初予算で、基金繰り入れの予算計上しておりましたこの8,000円を崩して、一般会計予算に繰り入れたものでございます。

次に、地域振興基金繰り入れ731万7,000円についてでございます。活力あるまちづく

り推進及び地域の振興を図るため、吉富町地域振興基金を設置してはいますが、この基金につきましては、経費の財源に充てるということで、予算の定めるところにより処分ができるようになっております。その関係で、英会話ふれあい事業、これ小学校や保育園で行っている事業と、英語の短期語学研修の助成に使っている費用なんですが、その分について、この地域振興基金を崩して繰り入れたものでございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） よろしいですか。じゃ、次ページを。23ページ、24ページ、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 次のページ、24ページ、諸収入、3項雑入1目雑入の4節雑入の中で、上からずっと真ん中辺にいくんですが、介護保険、真ん中辺じゃないな、ごめん。あらちょっと待って。真ん中辺じゃない、あらちょっとどこいった。

○議長（花畑 明君） 介護予防。

○議員（2番 山本 定生君） 福岡県介護保険広域連合派遣職員給与。済みません、ちょっと抜かしてました。

○議長（花畑 明君） 8行目ですね。

○議員（2番 山本 定生君） と、ふるさとセンター自動販売機電気使用料、社会教育施設自動販売機電気使用料についてちょっと説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

福岡県介護保険広域連合派遣職員給与等の負担金でございますが、吉富町より1名豊築支部のほうに派遣しております。その職員にかかった経費全てが広域連合のほうから負担金として、歳入で入ってきます。その分、1名分の分をそこに上げております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） ふるさとセンターの自動販売機の電気使用料ですが、吉富駅には自動販売機が九州リテールが2台設置しております。それにかかる電気料については、JRのほうで負担するということでの電気料金の仕組みでございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 3点目の社会教育施設自動販売機電気使用料についてお答えします。

先ほども説明しましたように、社会教育施設内に10台の自動販売機を設置しております。その電気使用料の収入となっております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） このふるさとセンター自動販売機電気料というのは昨年と同じ、社会教育施設自動販売機電気料金は昨年とは違うので、ちょっとこの算定の内容を教えてください。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） お答えします。

社会教育施設の自動販売機の電気使用料につきましては、使用料の額としましては、売り上げの15%ないしは20%、25%、10%と、それぞれ業者ごとに売り上げの何%という額で、電気使用料として収入しております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） ふるさとセンターの電気使用料につきましては、個別に電気メーターを設置しております。その電気使用料にかかる電気料ということで、この収入があるということです。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 同じ雑入の中で、その後フォーユー会館太陽光発電余剰電力販売料というのがあるんですが、これは設置前との比較というのはもうできてますか。付けてからたしか2年ぐらい経つかなどは思うんですが。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 設置前の比較といいますか、付けてからこの余剰電力を販売した電力の販売料であります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そうですね。済みません、これもうちょっと後で歳出のほうでもう一回お聞きします、済みません。そうやね、設置前の金額があるわけねえわな、ごめんなさい、済みません。

それと、吉富町外1市中学校組合派遣職員給与負担金と吉富町外1町環境衛生事務組合併任職員給与負担金というのがあるんですが、ちょっとこの2つの説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 最初のほうは総務課のほうでしてしますので、うちのほうからお答え

します。

これにつきましては、派遣職員、今女性職員が2名派遣されております。この方の給与等の負担金になります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石利彦議員の前に、住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） お答えします。

吉富町外1町環境衛生組合併任職員給与負担金ですけど、住民課長が環境衛生事務組合の事務局長を併任しております、環境衛生の事務に対しまして、その分の負担割合ということで、昨年までは負担割合が10%だったんですけど、25年度は見直しを行いまして30%に変えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 今の雑入のところ、同僚議員の質問の中からちょっと思うところありますが、社会教育施設自動販売機電気使用料とありますが、これ今、説明を聞きますと、10%から25%の売上金からいただけるということですので、実際の電気料よりもある程度収入があると考えていいと思うんですね。要するに手数料をいただいておりますということですね。使用料とありますが、手数料ですね。それで、ふるさとセンターはまだ契約上、JRのものというような説明だったと思いますが、これ先ほどの社会教育施設と同等の契約にはできないんでしょうか。それちょっと質問お願いします。おかしい。おかしいなら、聞いてもらう、委員会で。

○議長（花畑 明君） 決算。梅津議員何か。いいですか、是石議員。じゃ、先に進みます。総務課長どうぞ。

○総務課長（江河 厚志君） 申しわけございません。先ほどの山本議員の中学校組合の関係なんですけども、あと、女性職員2名と言ったんですけど、それに加えまして教務課長、教務課長が給料の40%を負担していただいております。済みません、訂正しておわび申し上げます。

○議長（花畑 明君） よろしいですか。じゃ、25ページお願いします。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 25ページの一番上の分、このその他の収入とありますので、ここに書けないような細かい内容なのかなと思いますが、ちょっと説明ができるなら説明をしてください。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 総務のほうが、16万円ほどあります。その中身につきましては、全国町村会団体生命の共済配当金、平成24年度の掛金に対する還付金、これが8万4,080円ほどあります。それから建物災害共済、これが8万4,100円ほど、この二百二十数万円の中

に総務としては入っております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 教務課分をお答えいたします。

教務課分の冊子「吉富町の歴史と文化財」、1冊500円であります。これ5冊分。教務課分としては2,500円の収入があります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 企画財政課分でございます。

合計金額としては、この雑入の中に49万6,000円が入っております。内訳としましては、ホームページの広告料が8件で47万5,000円でございます。それと、広報での、広報誌に載せる広告ですが、その分が2万円となっております。それと労金への出資金が1,000円。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 産業建設課関係で、開発行為事務に関する交付金が1万1,000円でございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに言う課がございましたら。よろしいですか。もうそれでよろしいですか。ほかに25ページで。26ページをお願いします。

歳入全般についての御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） では次に、歳出に移ります。歳出の27ページをお開きください。

28ページ、29ページ、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 歳出29ページ、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の中で委託料、13節委託料ですね。この中に、職員援助プログラム委託料というのがありますが、前回は聞いたと思うんですが、この利用件数と利用者数の説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） これに関しましては、業者からの3カ月に1回の報告でされているんですけども、延べ人数になります。今ちょっとここに資料用意しておりませんので、また改めて数字はお教えしたいと思います。

以上です。

○議長（花畑 明君） 横川議員。

○議員（５番 横川 清一君） ２９ページ、１０節交際費、町長交際費ですが、昨年度もお尋ねしました。昨年度も町長にトップセールスをじゃんじゃんやってほしいと。２５年度は、町長の中でトップセールスとして何か成果があったというところがあれば、お教え願いたいんですけども。

○議長（花畑 明君） それは質問の趣旨が違うんじゃないですかね。

○議員（５番 横川 清一君） ああ、そうですか。済みません。

○議長（花畑 明君） ほかにございませんか。山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） 先ほどの委託料のその次の次、まだ下のほうになるんですが、人事評価制度構築導入支援業務委託料というのが、これ昨年からは始まっていますが、これ今現在どういう形になっているのでしょうか。この時点でどうなったのでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えをいたします。

昨年ですね、人事評価制度のマニュアル案を作成しました。今年度と来年度にかけてなんですけれども、この実際にどういった内容のものをどういったことをするのかということで、業者さんを含めまして、今現在、指導をさせていただいております。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかにございませんか。じゃ、３０ページ、３１ページ、山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） ３１ページ、総務費、総務管理費の中の５目財産管理費で７節賃金、草刈り人賃金、乗用とありますが、この人数と内容を説明してください。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） ７節の賃金でございますが、金額として１万９、２５０円を計上しておる分でございます。これにつきましては、企画財政課が管理しております町有地、別府の町有地、あと玄光院のグラウンド等に対して、乗用の草刈り機を使って草刈りをさせていただくようになってございます。漁港のグラウンドを管理していただいている管理人の３名の方に、この草の伸びる５月から１０月の間で４回程度の草刈りをお願いしている分でございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） ３１ページよろしいですか。この後まだ１００ページまでいきますので、しっかりと頑張ってお願ひします。３２ページお願ひします。３３ページ、山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） ３３ページ、一番上の８節報償費ですね。この中の企業立地奨励金と定住化奨励金とあります。この内容について説明してください。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

まず最初に、企業立地奨励金として113万4,000円を上げてございます。これにつきましては、家屋と償却資産にかかります固定資産税の税率の2分の1を3年間交付するものでございまして、25年度につきましては、株式会社アイエヌラインさんに64万円、それから田辺三菱製菓工場株式会社さんに49万4,000円となっております。

次に、定住化奨励金442万9,514円についてでございます。これにつきましては、25年度の分につきましては、71件の対象がございまして、その合計金額がそういった金額になってるものでございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 昨年から比べて定住化68件から71件とふえてますので、大変いいことだと思います。続けて質問いきますね、時間ないんで。

14節使用料及び賃借料の中に、工具器具等リース料とあるんですが、ちょっとこれがわからないんで説明してください。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

この分につきましては、花のシンフォニー事業に計上したものでございまして、花壇が破損いたしましたので、その花壇の改良のために振動ドリルをリースで借りたその代金でございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） ほかに33ページ、よろしいですか。34ページお願いします。35ページ、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 35ページ、一番上の段の15節工事請負費、交通安全対策費の中の工事請負費、交通安全施設設置費とありますので、ちょっとこの辺の説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 御説明を申し上げます。

ミラーの増設、それから区画線の設置、それから徐行の文字の新設あるいは停止線の復旧とか、そういった部分とカーブミラー、これも設置になります、カーブミラーの設置。それから道路反射鏡設置等で86万3,100円になります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 35ページ、36ページ、36ページですね。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません、これも35ページからちょっと継続してなるんですが、ここに防災無線の各費用が出ておりますが、昨年これたしか新型のデジタルに更新されたと思いますが、問題がなかったのか、全校にきちんと届いているか確認などを行ったのか、もしくは

は行う予定があるのか、ちょっと教えてください。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 今、結構不具合が生じていますので、詳細を今、東芝のほうで調査をしている状況です。

以上です。

○議長（花畑 明君） せっかくですので、35ページ、是石利彦議員。結構ですか。37ページお願いします。38ページお願いします。39ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） こちらの分の、ここは微税費になるのかな。微税費の中の19節負担金補助及び交付金の中で、e L T A Xの運用がたしか昨年新規で始まったと思うんですが、これのちょっと利用者があるのかないのか、そういう利用者から問い合わせがあったのか、ちょっとその辺教えてください。

○議長（花畑 明君） 税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） 利用件数はかなり多いので把握してませんが、e L T A Xで来る分には、源泉徴収票から申告書からかなりの件数が来ております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 40ページお願いします。41ページ、42ページ、43ページ、44ページ、45ページ、46ページ、もう皆さん、印をつけてると思いますので、少し早目にいきます。47ページ、48ページ、49ページ、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 49ページ、3款民生費1項社会福祉費の3目老人福祉費か、この中の8節報償費ですね。敬老金というのがありますが、これは、このときは何人が対象で、何人に渡せましたか。ちなみにことしの対象者もわかれば教えてください。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 敬老金でございますが、594名の方でございます。全員の方にお届けをさせていただいております。

以上でございます。そして、26年度につきましては、現在まだ配付中でございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 49ページ終わりました。50ページお願いします。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 49ページと50ページ、これまたがった分で2つあるんですが、緊急通報電話機修繕料と緊急通報電話機内電池代というのが上がってるんですが、これの修繕の内容と、この電池は毎回、全戸全件分を交換してるのか教えてください。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 緊急通報電話の修繕料でございます。まず、6万8,250円

となっております。緊急通報電話は、どうしても高齢者のお宅にあるものですから線を無理やりといったら悪いんですけど、引っ張ったり、そういう分で修繕が主なものでございます。そして、電池の交換ですが、今、切れたところから、消防のほうに異常というデータが届きますから、直ちに業者が駆けつけて、もしくは職員が電池交換をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 50ページいいですか。じゃ、続いて51ページ、52ページ、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 52ページ、3款民生費、社会福祉費の4目介護予防事業費ですね、この中の委託料、介護予防事業委託料と介護予防支援委託料とあります。ここちょっと不用品が多いのでその説明と、この委託してる内容について説明してください。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

介護予防事業委託料でございます。1,066万9,750円の内容でございますが、介護予防事業として、特定高齢者の分で町内の鳳寿園さんのほうに委託をさせていただいております。月平均81名ほど利用しております、主に介護保険法によるデイサービス等に準じた事業を委託しております。

そしてもう一つ、介護事業の委託の中で、一般高齢者でございます。一般高齢者は比較的元気のよい高齢者という位置づけをしております、委託先といたしまして、鳳寿園、亀保の里、ほうらい山荘、周防学園、福岡京築農協がされてる事業所をお願いをしております。延べ979名の方に御利用をいただいております。特定高齢者の分、一般高齢者の分でございますが、当初の見込み、前年を参考に見込んでいたんでございますが、見込みよりかなり下回っております。この金額が余るということは、元気な老人がふえたということでございます。

そしてもう一つの介護予防支援委託料でございます。これ指定介護予防支援事業といいまして、ケアプランを事業所をお願いする分で、その委託料でございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 52ページほかによろしいですか。53ページお願いします。54ページ、55ページ、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 55ページ、こちら民生費の児童福祉総務費の中で、13節委託料の中の子育て支援センター耐震補強計画評価業務委託料と、子育て支援センター耐震工事設計及び監理業務委託料と、子ども・子育て支援事業調査業務委託料、これらについて、ちょっと我々議会のほうに報告がないので説明をしてください。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 子育て支援センター耐震補強計画評価業務委託料153万3,000円でございます。公益財団法人福岡県建築技術情報センターに、この耐震の計画の評価の委託をしたときの委託料でございます。

続きまして、子育て支援センター耐震工事設計及び監理業務委託料でございます。230万8,950円です。これも公益財団法人福岡県建築技術情報センターに、耐震工事の設計並びに監理業務委託をお願いした委託料でございます。

続きまして、子ども・子育て支援事業調査業務委託料でございます。84万円、これにかかりまして、子ども・子育て支援事業の計画を現在策定中でございます。前年にアンケート調査などを行っております。この委託料でございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） ほかに55ページで。56ページお願いします。57ページ、58ページ、59ページ、60ページお願いします。61、62ページ、63ページ、64ページ、65ページ、66ページ、67ページ、68ページ。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと待ってください。

○議長（花畑 明君） どこで待つんですか。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと待ってください。ページがわからんことになった。いいです、済みません。

○議長（花畑 明君） 山本議員どこ。

○議員（2番 山本 定生君） いいです、いいです。

○議長（花畑 明君） 68ページ、69ページ、70ページ、71ページ、72ページ、73ページ、74ページ、75ページ、76ページ、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 76ページ、土木費、道路橋梁費で道路新設改良費があります。この委託料及び工事費と公有財産購入費について、説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず委託料ですが、直江横園線交差点改良工事に伴う設計業務の委託料でございます。そして次に、大市屋敷線用地調査業務委託としての2件の委託料でございます。次に、工事請負費ですが、工事請負費につきましては、27件、25年度発注しております。不用額が4,437万510円の不用額が発生しておりますが、これにつきましては、入札の執行残による不用額であります。続きまして、公有財産購入費ですが、町内6路線、20筆、対象者が12名から道路用地として買収をしております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） 済みません、その上の、負担金補助及び交付金の町道吉富駅前線ロータリー部円形花壇管理活動助成金とありますが、それと済みません、ページがちょっと戻りますが、１３委託料の町道吉富駅前植栽美化管理業務委託料、この２つについての説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えします。

まず、委託料ですが、吉富駅にあります植栽、樹木について、剪定・管理等を２５年度はＣＢいきいきクラブに委託しておるものでございます。

次に、負担金及び交付金の中の吉富駅前ロータリー線の円形花壇管理活動助成金につきましては、レディースの皆様方に駅前のロータリーにある円形花壇の時期、時期に花を植えかえをいただいている、それについての交付金でございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石利彦議員。

○議員（８番 是石 利彦君） 今の委託料のところですか。吉富駅前美化管理業務委託料、７万円の不用額はということでしょうか。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、委託に当たりまして、見積書を徴しまして、その結果、６３万円の委託料となった結果から、７万円の不用額が生じたわけです。

以上です。

○議長（花畑 明君） ７７ページをお願いします。７８ページ。山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） ７８ページ、土木費、都市計画費の中で、２目街路費、こちらの１１節需用費の中で、街灯等維持新設費というのがありますので、こちらの修繕数もしくは新設数、こちらのほうの説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、光熱費ですが、これにつきましては、町内、町管理の街灯の電気料並びに各自治会にある区内の電気料の補助をしております。それが２９万５、４６８円ですね。それから街灯等修繕、新設等につきましては、街灯の球切れあるいは新設等の要望があった際に、この費用をもって設置をしている。件数につきましては、球がえ等は特に蛍光灯ですので、ちょっと把握しておりません。また、そしたら委員会等で報告させていただきます。よろしいでしょうか。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） 細かい内容は、また委員会で説明してください。新設とかってい

うのが何件くらいあったのか聞きたいんですが。今後、今その蛍光灯と言われましたが、LEDを進めているわけじゃないんですか。ちょっとその辺を教えてください。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） LEDにつきましては、器具自体が修理がきかない場合はもうLEDに交換しております。また、新設についても同様に、LEDの電灯にかえております。以上です。

○議長（花畑 明君） 79ページお願いします。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 79ページで、公園費の中の工事請負費の整備工事費と上がりますが、ちょっとこちらの内容を説明してください。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 公園費の助成につきましては、現在、天仲寺公園、それから鈴熊山公園、これにつきましては、各自治会に清掃をお願いしてるところであります。それについての助成金であります。

以上です。

○議長（花畑 明君） ちょっと答弁の内容が。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 失礼しました。

○議長（花畑 明君） 再度、答弁。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 失礼いたしました。まず、天仲寺公園に昨年トイレを設置いたしました。それと、同じく天仲寺公園で遊具が破損しておりました。そういった関係の費用でございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに79ページ、80ページお願いします。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 80ページ、また都市計画費の中で、今度は駅周辺整備費というのがあります、6目の。この中で、1節報酬、社会資本整備総合交付金事後評価委員報酬と15節の工事請負費、吉富駅前防犯カメラ設置工事費についてちょっと説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、報酬ですが、吉富駅前の整備につきましては、社会資本整備交付金事業によって整備したわけですが、これにつきましては、整備前に事前の評価、それからそれに合わせた完成後の事後評価が必須条件であります。そういった関係で、事後評価に関しての委員の報酬としてであります。

次に工事請負費ですが、これにつきましては、吉富駅が完成後、自転車の盗難等が発生しておりました。そういった関係から、どうにか犯罪、窃盗等を防止するために防犯カメラを設置した

ものであります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほど、駅をつくるときのその評価をしないといけないと言われたんですが、これのとき予算で7万2,000円で実質支出が1万8,000円で、かなり余ってるんですが、これちょっと人数がどうだったのか、集まらなかったとか集める必要がなかった、回数が少なかったとか、その辺を説明してください。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 事後評価につきましては、出席された方について報酬を支払いをしております。1人3,000円として出席した関係から、1回のみの開催で6名となります。以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに80ページ。是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） カメラ設置の件ですが、これは何台でしょうか。そして、設置して結果はどのような報告を受けておりますか。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 設置箇所につきましては、駅本体それから駐輪場、駐車場に設置しております。結果につきましては、自転車の盗難等届け出がありまして、警察にも被害届を出し、警察のほうでその録画した画像について、情報の提供をしております。ただ、それ以降については、捜査の件ですので、当課のほうには報告はございません。

以上です。

○議長（花畑 明君） 80ページよろしいですか。81ページお願いします。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 81ページ、こちらの住宅管理費の中で、13節委託料の中で、山王団地第1工区設計単価入替業務委託料、山王団地第1工区建設監理業務委託料、山王団地第2工区建設実施設計業務委託料とありますが、ちょっとこちらのほうの詳しい説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

山王団地第1工区工事設計単価入替委託料ですが、前年度単価から新しい単価になりますので、その積算の単価の入替の委託料でございます。そして山王団地第1工区建設監理業務委託料でございますが、第1工区にかかります建設の監理の業務を委託しております。次の山王団地第2工区建設実施設計の委託料でございます。現在建設中の第2工区の建設にかかる設計の業務を委託をした次第でございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そして、その下の15節工事請負費、山王団地解体工事費と山王団地第1工区建設工事費の説明と設計単価と坪単価の説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 山王団地解体工事の工事費でございます。83万1,600円ということで、2棟を解体しております。坪単価はちょっと換算しなければ、今のところわかりません。山王団地第1工区建設工事の工事費でございます。6,848万1,000円でございますが、この中には建物にかかわる分と、あと外溝工事とかを入れておりますので、俗に言う1坪何ぼという、そういう計算は今ちょっとできかねません。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） これもあんた1年も前からずっと坪単価聞きよんやけー、いい加減出ちよろうもん。ちょっといい加減答えなさいよ。もうできたんやけー。決算よ。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 坪単価でございますが、外溝工事と本体工事、そういう工事を入れた分しか算出はできません。今、決算で出てる6,848万1,000円、これに延べ面積、これを割れば簡単には出ると思うんですが、今のところ私は手元には資料がございません。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと議長、1年もかかっているのに持ってねー、資料も出さなくておかしいよ。これちょっと今すぐ出さない。休憩、休憩。今すぐ資料持ってこい。

○議長（花畑 明君） 暫時休憩をいたします。再開を35分といたします。2時35分といたします。

午後2時21分休憩

.....

午後2時35分再開

○議長（花畑 明君） それでは、休憩前に引き続き、再開をいたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

山王団地第1工区の建設工事費の件でございます。第1の第1工区の1でございます。1LDK4戸、1戸当たりの面積でございますが、58.6平米、17.7坪でございます。当初設計した金額は、坪単価当たり83万6,741円。実際落札した金額に直しますと、56万9,724円でございます。落札金額から計算してみますと、一戸当たりは約1,009万8,375円ござ

います。なお、落札率につきましては、0.68でございます。もう一つの山王団地1工区の2でございます。2LDK2戸、1戸当たり77.6平米でございます、坪に直しますと23.4坪でございます。設計が坪単価当たり75万円、落札率が0.8でございますので、坪単価当たり59万8,800円になっております。なお、一戸当たりの建設費でございますが、1,404万3,750円でございます。なお本体につきましては、本体外構工事、付帯工事多岐に分かれております。その関係で、とても細分化するのは何回も計算し直したんですけど、それから工事の諸費、いろんな業者の事務経費ですかね、そういうのは計算するのがとても無理でございましたので、坪単価に当たりまして、落札金額から平米を割った金額でご勘弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 以前からですね、何度も何度も聞いているわけですが、こういうのは途中で経過報告というのではなく、昨年前回はですね、終わったら説明を出しますということだったんで、私は今日聞いているんです。だから事前に用意しておくものではないかなと思います。

ちなみにこの山王団地ですが、もともと6戸の住んでいる方が確かいたとお聞きしたんですが、この6戸の方は全てこちらのほうに移転されたのか、その辺お聞きします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お住まいだった6戸の方全員が移転しております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 続きまして82ページをお願いします。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 82ページ1番上の22節、補償補填及び賠償金、移転補償費とありますが、これは山王だと思いますが、その辺説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。115万8,350円でございます。この分でございますが、第1工区の建設に当たり移転した6世帯、1戸当たり約20万円弱でございますが、皆様の協力により、無事に移転をさしていただいております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） これは引っ越し代ではないよね。その辺お聞きします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

この移転補償費ですが、引っ越し、荷物を伴いまして移転するに伴いまして、業者に見積もりをいただきまして、荷物の運搬料です。あとエアコンの移設の費用等を充てております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 82ページいいですか。83ページをお願いします。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 83ページ9款消防費1項消防費2目非常備消防費の13節、委託料の委託のところの不動産鑑定料ですが、これ消防団第2分団の用地の件だと思うんですが、この土地の面積、平米とですね、あと予定の建物の平米、それらがわかったら教えてください。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） ちょっとお待ちください。済みません遅くなりました。

面積につきましては、雑種地の199.71平米で、売買金額につきましては、平米当たり1万9,000円で算出しております。鑑定しております。で、売買金額につきましては、379万4,490円というふうになっております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今の平米を聞きました。その予定の建屋の平米がちょっとわからないんですけど。

○議長（花畑 明君） 再度お願いします。

○総務課長（江河 厚志君） いいですいいです、わかります。延べ床面積ですね、予定なんですけど、予算のときにお答えしてよろしいでしょうか。（「次の、補正で。いいよ」と呼ぶ者あり）

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今聞いたのはですね、不動産鑑定を行うということは、だいたいの計画があると思ったのでお聞きしたんですが、そしたらちょっと聞き方変えましょう。こちらの不動産鑑定を行う前に、予定地の地元自治会や近隣住民との協議、もしくはそういう説明会などを行ったのかお聞きします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 自治長ですね、自治会長には事前に売買契約をする前に、事前にお知らせをしております。それから隣の方には議決前じゃなくて議決後にお話しをしております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 83ページ、84ページをお願いします、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 84ページですね。こちらの災害対策費の中で、委託料、防災アセスメント調査及び防災計画修正業務委託料と防災マップ等作成業務委託料が上がっております

ので、そちらの説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） まず最初に、防災アセスメント調査及び地域防災計画の策定業務なんですけれども、これにつきましては、繰越明許で対応させていただいております。これにつきましては平成9年度以来の改定でございます、全面的に見直しを実施することと、改定後の地域防災計画を、より本町の実情を踏まえまして実効性のあるものにするため、記載事項の確認に当初の見込みよりも大幅に時間を要したということと、福岡県の計画との整合性の確保のために結構時間が要りますので、それで繰越明許にしております。

中身につきましては、まず防災アセスメント調査なんですけれども、これにつきましては、本町におきます最新の防災対策に対するいろいろな資料を収集・分析した上で、国あるいは県などの調査に基づきます被害想定を行いまして、避難あるいは警戒活動の単位である自治会、20地区なんですけど、20地区ごとの地区別の状況あるいは課題を整理するとともに、本町全域における災害対策上の課題あるいは問題点を整理しまして、調査報告書を取りまとめております。

それからさらにですね、地域防災計画につきましては、先ほど申しましたように、全面的な修正を行っております。先ほどの防災アセスメント調査の結果を踏まえまして、上位関連計画との整合性、それから既存計画の課題などを整理した上で、既存の地域防災計画の抜本的な修正を行っております。

それから防災マップ作成なんですけれども、これにつきましては、平成24年度に防災アセスメント調査を先ほど言いました実施して、地域防災計画を見直してるんですけれども、これに伴いまして、既にあります防災マップ、既存の防災マップの内容をより充実させるとともに、パンフレットの記載事項も一部修正というのが、土砂災害警戒区域とかいうものが新しくできた関係で、一部修正も含めて取り組んでおります。そういったことで、マップ作成を行っております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 同じ防災対策費の中でですね、19節負担金補助及び交付金というのがあり、自主防災組織育成事業補助金というのがあります。確かこれ昨年からやられてるのかなと思うんですが、昨年と違って今年の大体各自治体が使われたような内容を、これの内容の説明と今年の傾向、どういうものが大体多かったかと、もしわかれば教えてください。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） これにつきましては、今山本議員がおっしゃったとおり、昨年度と同じように、全ての自治会で設置されます自主防災組織について、行政の支援が難しい大規模災害を想定した場合、地域防災の要となつていただく存在でございます。それで、設立されました

組織を町として育成・支援するために、訓練の実施、あるいは資機材の購入に要する経費の助成を行っております。昨年度、おっしゃられたように設置しております。一応時限立法といたしますか、3年間で予定をしております。今年度の傾向につきましては、昨年は倉庫、機材・資機材を入れる倉庫を購入していただいております。今年度の傾向としましては、その中に入れる器具、そういったものが多かったように記憶しております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 続いて85ページをお願いします。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 85ページですね。教育費1項教育総務費2事務局費の中の1節報酬ですね、こちらに子供発達支援専門員報酬というのがありますが、これはどんなことをしたのか、お聞かせください。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 子供発達支援員につきましては、平成25年4月1日から設置しております。この支援専門員につきましては、町内在住の幼児、児童、生徒の発達におけるさまざまな問題や悩み等についての相談を受けまして、専門的な支援や指導、助言を行っていくことを業務としております。毎週火曜日の9時から15時までフォーユー会館で勤務し、そのうち毎月第1火曜日につきましては、小学校において相談等を受け付けております。それで、25年度の相談実績としましては、フォーユー会館に来て、来談をした件数が283件、電話による相談が34件であります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ごめんなさい、先にちょっと聞くの忘れまして。済みません。どういう方がこれをやられてるのか、お聞かせください。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 臨床心理士の方が専門員をされております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 85ページいいですか。86ページをお願いします。87ページ、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 87ページ、こちらが英会話ふれあい事業ですね、5目の。この中で委託料と負担金補助及び交付金がありますが、先ほど基金のところちょっと説明があったんかと思いますが、この2つについて説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） まず13節委託料、英会話ふれあい事業委託料につきまして説明い

たします。小学校、保育園、就学前ですね、で行っています英会話ふれあい事業の委託料であります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） それでは19節のほうですが、英語短期研修参加助成金として、27万円が上がっております。これにつきましては、平成24年度から小学校の4年生から6年生の希望者に対しまして、町が指定します英語の短期語学研修、英語キャンプというんですが、それへの参加費用の一部を助成している事業でございます。今13節のほうで教務課長が答弁しました分と、私のこの金額と合わせた金額、1ページ戻っていただいたところの86ページの一番下に、支出済額で731万7,600円となっております。これにつきましては、22ページ歳入のほうですね、22ページのほうで、17款1項1目2節のところ、地域振興基金のということで上がっている、この分の合計になるわけでございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 87ページほかにありませんか。88ページお願いします、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 88ページ。11節の需用費、9節の旅費も同じなんですが、需用費でトイレ改修工事関係消耗品とありますが、小学校の分ですね。これ先日のトイレ改修だと思うんですが、その後のこのトイレの評判とかわかりますか、何か聞いてます。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 小学校児童にも数人聞いております。教職員の方も聞いておりますが、大変好評であります。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに88ページいいですか。89ページをお願いします。90ページ。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません、89ページ。

○議長（花畑 明君） 89ページ、89ですか。

○議員（2番 山本 定生君） はい、89です。

○議長（花畑 明君） どうぞ。

○議員（2番 山本 定生君） 小学校費の中の内ですね、学校管理費で原材料費、この16節ですね、こちらに砂はまあ何となくわかるんですが、木材とあるんですが、それをお聞かせください。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） お答えします。

原材料費の木材につきましては、卒業記念品を制作するための木材代であります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 彫ったりかなんかするってことね。なるほどなるほど、はいわかりました。

そしたらですね、その下の18節備品購入費、多分大変学校の備品は多いんでこういう書き方だと思うんですが、主だったものでいいんでどういうものを今回買われたか、もしくは新規で買ったものなどわかれば教えてください。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） お答えします。

この中身につきましては、学校用図書代とそれから社会科の副読本、それと教師教職員用の指導書、それと図書室の備品としまして、図書室の書架、棚ですね、これを購入しております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 89ページ、90ページお願いします、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 90ページ、今度は中学校費ですね、2項の。学校管理費、この中に19節負担金補助及び交付金とあります。こちらの中学校組合負担金ですが、こちらの議会はまだ決算を終わられてるのでしょうか。お聞きします。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） お答えします。

中学校組合議会につきましては、来月月末を予定しております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 90ページいいですか。91ページお願いします。92ページ、93ページ、94ページ、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 94ページ、4目ですね、老人センター費の中の委託料。老人福祉センター耐震診断業務委託料と老人福祉センター外壁調査業務委託料とありますが、この2つの違いと内容の説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） お答えします。

まず老人センター耐震診断業務委託料につきましては、そのものズバリでありまして、老人福祉センターへの耐震診断をしてもらう業務を委託した委託料であります。次の老人福祉センター外壁等調査業務委託料につきましては、昨年外壁が崩落しまして、パラペット天井部分のモルタルの一部が剥落していましたので、その早急な危険箇所の把握をするために調査をした業務の委託料であります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それからですね、この老人センター費の中で、予備費支出及び充用増減が出てますが、63万円。これはどこに充たったのか説明してください。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 予備費につきましては、先ほど説明しました老人福祉センター外壁等調査業務委託料の予算を措置をしておりますませんでした関係で、予備費から充用させていただきました。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） これ63万円から44万1,000円で大分余ってますが、これ先日の補正予算とかで修正、補正しなくてもよかったですかね、どうなんですか。ちょっとその辺お聞きします。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 予備費の充用の執行残でありました関係で、補正で減額はいたしておりません。

以上です。

○議長（花畑 明君） 95ページお願いします。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今度は5目フォーユー会館費13節委託料とありますが、こちらの中でフォーユー会館警備保障委託料、確か昨年ぐらいに始まったと思いますので、こちらについて何か問題点とか特段点の報告とか何かないでしょうか。お聞きします。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） お答えします。

この件につきましては、今議員さん御指摘のように、25年度から新しく警備員に委託をしております。1年と半年経過しましたが、特段問題点もなく、警備員につきましては、いろいろと尽力されて良好な状態にあります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 続いて96ページお願いします。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 同じくフォーユー会館費で、14節使用料及び賃借料。この中で、駐車場借上料とありますが、これは毎年あるんですが、昨年聞きましたが、これは今後も続けるのか、それが適切なかどうかお聞きします。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） お答えします。

駐車場借り上げにつきましては、今フォーユー会館用地として4名の方からお借りをしております。過去におきまして、売却等で譲ってもらえないかという相談もした経過もありますが、なかなかこちらのこの相談には芳しい返事がない状態であります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そうですか。できればですね、いつまでもこうやらずに町のものになってほしいなと思いますが、また引き続きそういう相談をしてください。

そしてですね、その後駅駐車場有料化以降のフォーユー会館駐車場を他の方が使われているかどうか、その辺の確認というのはどうなっているのでしょうか。お聞きします。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 5月の中旬くらいから、ずっとそれ以前にも経過は見てきましたが、5月から一応それらしい会館、体育館、武道館の施設利用時間前の駐車につきましては、本来の駐車場に停めてくださいと注意のビラを配りまして、ずーっとそれを毎日観察しております。それで今の状態につきましては、数台あるときもありますが、1台も停まってない時もあります。注意をしてきたこの4カ月で、効果は上がってると感じております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） この駐車場のところに、今度防災倉庫をお建てになる計画が上がっておりますが、それともやっぱり関係が出てくる可能性ありますか。

○議長（花畑 明君） ちょっと趣旨が違いますね。

○議員（8番 是石 利彦君） あの、じゃあ。

○議長（花畑 明君） ほかにございませんか。96ページ、97ページ、98ページ。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません、97ページに戻ります。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 保健体育費、5項ですね、この中の1目保健体育総務費19節負担金補助及び交付金とあります。この中で体育協会助成金がまた今年も毎年上がってるんですが、前年実績と今回の決算確定時の推移の詳細を説明してください。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） お答えします。

体育協会の決算の額につきましては、今把握はしておりませんが、適正に当初の目的を遂行するために執行されております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） それではこれは昨年が２３０かな、今年下がったのは体協の決算を見たうえでのことということで、特段何か理由があったわけではないんですかね。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） ２４年度２３０万円でした、御指摘のとおり。これは７０周年記念事業に伴います３事業を行いまして、通常の２００万円の補助金から３０万円上乗せさせていただきました。それで２５年度この２１０万円につきましては、７０周年記念事業でしました３つのうちの１つ、７０キロウォーク分の１０万円を２５年度も継続した関係で、通常２３年度までの２００万円に、その７０キロウォーク分の１０万円がプラスされた２１０万円の支出となっております。

以上です。

○議長（花畑 明君） ９８ページお願いします、山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） 同じ保健体育費の中で、体育施設費２目ですね、こちらの１３節委託料。プール関係、プール保守管理業務委託料、プール監視業務委託料、プール清掃業務委託料とあるんですが、この辺のプールについて、昨年から確か業者変わったのかな、その辺の説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） お答えします。

まず上から、プール保守管理業務委託料につきましては、プールの循環ろ過装置の保守管理業務委託料であります。年間３回、使用前、使用中、使用した後に管理を行うものであります。次の、プール監視業務委託料につきましては、このとおりであります。７月２０日の夏休みから８月いっぱいプールの利用期間中の警備員であります。この業者につきましては、今年度２６年度から変更いたしました。次にプール清掃委託料につきましては、これはプール使用前にプールの本体、回り周辺を清掃する業務委託料であります。

以上です。

○議長（花畑 明君） ９８ページお願いします。９９ページお願いします。１００ページまで、歳出全般についての御質疑はございませんか。是石利彦議員。

○議員（８番 是石 利彦君） ７１ページですね、農業基盤整備事業費６万６,０００円が上げられております。旅費１万６,０００円、需用費５万円と上がっておりますが、支出は全くありません。質問の中に、引き続き当該の農業者の皆様に働きかけをするという回答があったと思いますが、何もなかったのはどういうことですか。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えします。

ここで上げてます旅費、需用費につきましては、圃場整備にかかる申請等に必要な予算として計上しておりましたが、地元の生産組合長、それから圃場整備に関係する方々に圃場整備推進に向けていろいろと相談はいたしました、なかなか前向きな答えがいただけず、25年度につきましても、申請に至らなかった関係から、不用額が生じたわけであります。

以上です。

○議長（花畑 明君） はい、是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） ここで適切でない質問になるかと思いますが、26年度もそういう状態だったのでしょうか。それは心配ですので、また本会議……。ええ、委員会で聞きますので。

○議長（花畑 明君） 委員会をお願いします。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 先ほど歳入のところで、是石利彦議員より児童虐待・DV対策総合支援事業費補助金のところで、歳出がどれに当たるかということをお質問をいただいております。それに対して回答いたしたいと思っております。54ページをお開けください。54ページで、下のほうです。児童福祉総務費で報酬、右側のほうに子育て相談総合窓口相談員の報酬、32万4,000円で。それと55ページでございますが、11節の需用費、消耗品の中で8万6,913円、引き続き一つ空けて下の印刷製本費、その中の12万3,900円が先ほどの児童虐待・DV対策に当たる支出でございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほど歳入のほうでフォーユー会館のことを聞いたんですが、歳出のほうで今どこの部分で言おうかと思ってたんですが、太陽光をつけてから、売電金額が13万円ほどになってるんで、約1万円月くらいに上がるんでしょうね、計算上は。もちろん天候によって変わると思うんですが、この太陽光を設置する前の電力と、これ水光熱全部入ってますからちょっとわかりづらい、電気だけじゃないんで。その太陽光設置前と設置後でどれくらい差異があったか、そういう比較とかいうのはもう作ってますでしょうか、お聞きします。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 電気代の比較ということですね。それは実際には作っておりませんが、太陽光の売電の収入につきましては、通常使用していない時に発電した電気を売電するものでありますので、通常業務の中での電気代の使用料につきましては、通常と差はないものと認識しております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ということは、もちろんこれは交付金とかそういうもので作られたんですが、年間に13万円ほどしか設備で元は取れないという形でいいのかな、今の説明だと。もちろん町が実費じゃないけどね。どんな感じなのかなと思ってね。今せっかく太陽光太陽光と言われてるから、あれだけの設備で月1万ちゅうのはちょっとどうなんかなと思うんでね。ちょっとお聞きしたんですけど。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 済みません。ちょっと説明不足だったかもしれませんが、当然、通常今まで九電から買っていた電力分を太陽光が発電しているときに、それを使っているものですから、電気使用料につきましては、設置前よりも安くなっていると考えられます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっとこのシステムがよくわからないんですけど、私の知り合いのつけてるところは、「だいたい月にこれくらい太陽光で発電されて、売電がこれくらいで電気代がこれくらい」って何かこう出るようなものがあるんでとお聞きしてたんですけど、そういうのがうちのフォーユー会館には設置されてないということではよろしいのでしょうか。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 済みません。私がかちょっと認識不足だと思います。たぶんそういうデータも当然あると思いますので、今お持ちしていませんが、確認しておきます。確認して、報告します。

以上です。

○議員（2番 山本 定生君） お願いします。

○議長（花畑 明君） 歳出全般について再度御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 以上、歳入歳出全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 次に、実質収支に関する調書101ページをお開きください。財産に関する調書102ページ、それから103ページ、104、105ページまで。以上決算書全般についての御質疑はございませんか。（発言する者あり）梅津議員そういう言い方はだめです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第48号平成25年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、ページを追って質疑を行います。

それでは決算書の1ページをどうぞお開きください。1ページ、2ページ、3ページ、4ページ、5ページまで。

続きまして事項別明細書1ページをお開きください。歳入の1ページからお願いします。2ページ、3ページ、4ページ、続いて5ページ、6ページ、7ページ、8ページ、9ページ、10ページ、11ページまで。歳入全般についての御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） では次に歳出に移ります。歳出の12ページをお開きください。続いて13ページ、14、15ページ、16、17ページ、18ページ、19ページ、続いて20ページ、21ページ、22、23ページ、24ページまで。歳出全般についての御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 以上歳入歳出全般について御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 次に、実質収支に関する調書25ページをお開きください。財産に関する調書26ページ。以上、決算書全般についての御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第49号平成25年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、ページを追って質疑を行います。それでは、決算書の1ページをお開きください。1ページ、2ページ、3ページまで。

続きまして、事項別明細書1ページをお開きください。歳入の1ページ、2ページ、3ページ、4ページまで。歳入全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） では次に、歳出に移ります。歳出の5ページをお開きください。6ページ、7ページまで。歳出全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 以上、歳入歳出全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） では次に、実質収支に関する調書8ページをお開きください。

以上、決算書全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第50号平成25年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算について、ページを追って質疑を行います。それでは、決算書の1ページめをお開きください。1ページ、2ページ、3ページまで。

続きまして、事項別明細書1ページをお開きください。歳入1ページ、2ページ、3ページまで。歳入全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 次に、歳出に移ります。歳出の4ページ。では、歳出全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 以上、歳入歳出全般についてご質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番山本です。

さっき歳入で聞いてもよかったんですが、よくいろんなところであしなが基金とかありますが、うちにそういう形で奨学金に大きな寄附とか何かそういう団体から問い合わせとかはないんですかね、その辺お聞きします。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 私が認識している限りでは、問い合わせ等はありません。

以上です。

○議長（花畑 明君） 次に……。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） あと奨学金はですね、いつもお聞きしてるんですが現在この奨学金を受けられている方、昨年からの分がいいんで、説明をください。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） お答えいたします。

平成25年度の継続者分につきましては、合計で24名であります。その内訳につきましては、大学生が18人です。専門学生が3人です。高校生が3人です。それと25年度に新規に申請された方につきましては、合計で10名であります。その内訳につきましては、大学生が7名、短大生が1名、専門学校生が2名です。それと合計しまして、大学生が25人、短大生が1人、専門学校生が5人、高校生が3人の合計34人です。

以上です。

○議長（花畑 明君） いいですか。私が下向いていろいろ文書とかですね、目を通しておりますので、今の教務課長のように大きな声を出して挙手をしていただければ大変助かります。

では、以上歳入歳出全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） では、実質収支に関する調書5ページをお開きください。財産に関する調書6ページ、以上、決算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第51号平成25年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、ページを追って質疑を行います。

では、決算書1ページをお開きください。1ページ目、2ページ、3ページまで。続きまして事項別明細書1ページをお開きください。歳入の1ページ、2ページ、3ページ、4ページまで。歳入全般についての御質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 次に、歳出に移ります。歳出の5ページから6ページ、7ページ、8ページまで。歳出全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 以上、歳入歳出全般について御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 次に、実質収支に関する調書9ページをお開きください。以上、決算書全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第52号平成25年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算について、ページを追って質疑を行いたいと思います。

決算報告書の1ページと2ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入全般についての御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 支出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 次に、3ページと4ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 支出全般についての御質疑はありませんか。皆さん声が小さくなってますね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 続きまして、損益計算書5ページ、剰余金計算書の6ページと7ページを見てください。同じく6ページ剰余金処分計算書、貸借対照表8ページ9ページまで。以上、決算書全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） ありがとうございます。質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第47号から議案第52号までの6議案は、それぞれの所管委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第47号平成25年度吉富町一般会計歳入歳出決算は、お手元に配付の付託明細により、それぞれの所管委員会へ、議案第48号平成25年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は福祉産業建設委員会へ、議案第49号平成25年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は福祉産業建設委員会へ、議案第50号平成25年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算は総務文教委員会へ、議案第51号平成25年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は福祉産業建設委員会へ、議案第52号平成25年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算は福祉産業建設委員会へ、以上のとおりそれぞれの委員会に付託をいたします。

日程第15、報告第6号 平成25年度吉富町健全化判断比率の報告について

○議長（花畑 明君） 日程第15、報告第6号平成25年度吉富町健全化判断比率の報告についてを議題にいたします。

担当課長に内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 報告第6号平成25年度吉富町健全化判断比率の報告をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成25年度吉富町健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告をいたします。

78ページの表をごらんいただきたいと思います。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、平成25年度が黒字決算となっておりますので、該当なしという状況でございます。

また、実質公債費比率は6.9%となっておりまして、前年度より0.1%の減であり、早期健全化基準の25%を大幅に下回る良好な状況であります。

将来負担比率につきましては、平成25年度は充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、将来負担比率は算定されておりません。早期健全化基準の350%と比較いたしますと、これを大幅に下回っており、良好ということであります。

以上で報告を終わります。

○議長（花畑 明君） 次に、代表監査委員に監査の報告を求めます。守口監査委員。

○監査委員（守口賢二郎君） 平成25年度吉富町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、関係書類を監査した結果、その意見は次のとおりであります。

審査対象は、財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類でありまして、審査終了日は平成26年8月28日であります。

財政指標の算定の基礎となった書類等を慎重に審査した結果、適正に作成され法令等に照らし財政規模の算出過程に誤りがなく正確であると認めました。

詳細につきましては、審査意見書のとおりであり、それぞれの基準値を大幅に下回っており良好であると認めました。

平成26年9月5日、吉富町監査委員太田文則、同、守口賢二郎。

以上です。

○議長（花畑 明君） 以上で、報告説明を終わります。

日程第16. 報告第7号 平成25年度吉富町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告 について

○議長（花畑 明君） 続いて日程第16、報告第7号平成25年度吉富町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告についてを議題にいたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 報告第7号平成25年度吉富町水道事業会計資金不足比率の報告をいたします。失礼いたしました。平成25年度吉富町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について御報告をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定によりまして、平成25年度吉富町公共下水道事業特別会計資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて御報告をいたします。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） ここで、代表監査委員に監査の報告を求めます。守口監査委員。

○監査委員（守口賢二郎君） 平成25年度吉富町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について。

平成25年度吉富町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、関係書類を監査した結果、その意見は次

のとおりであります。

審査対象は、公共下水道事業特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類でありまして、審査終了日は平成26年8月28日であります。

財政指標の算定の基礎となった書類などを慎重に審査した結果、適正に作成され法令等に照らし財政規模の算定過程に誤りがなく正確であると認めました。

詳細につきましては、審査意見書のとおりであり、それぞれの基準値の20%を大幅に下回っており良好であると認めました。

平成26年9月5日、吉富町監査委員太田文則、同、守口賢二郎。

○議長（花畑 明君） 以上で、報告説明を終わります。

日程第17. 報告第8号 平成25年度吉富町水道事業会計資金不足比率の報告について

○議長（花畑 明君） 日程第17、報告第8号平成25年度吉富町水道事業会計資金不足比率の報告についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 報告第8号平成25年度吉富町水道事業会計資金不足比率について御報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定によりまして、平成25年度吉富町水道事業会計資金不足比率については、平成25年度は資金不足が発生せず算定されませんでしたので、監査委員の意見をつけその旨、御報告をいたします。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 次に、代表監査委員に監査の報告を求めます。守口監査委員長。

○監査委員（守口賢二郎君） 平成25年度吉富町水道事業会計資金不足比率の報告について。

平成25年度吉富町水道事業会計資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、関係書類を監査した結果、その意見は次のとおりです。

審査対象は、財政健全化判断比率及びその算定の基礎となった事項を記載した書類でありまして、審査終了日は平成26年8月28日であります。

財政資料の算定の基礎となった書類などを慎重に審査した結果、適正に作成され法令に照らし財政規模の算定過程に誤りがなく、正確であると認めました。

詳細につきましては、審査意見書のとおりであり、それぞれの基準値の20%を大幅に下回っており良好であると認めました。

平成26年9月5日、吉富町監査委員太田文則、同、守口賢二郎。

○議長（花畑 明君） 以上で、報告説明を終わります。

守口監査委員は退席をされて結構でございます。長時間にわたり大変お疲れさまでございました。

日程第18、議案第53号 平成26年度吉富町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（花畑 明君） 日程第18、議案第53号平成26年度吉富町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書をお開きください。1ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 平成26年度一般会計補正予算（第2号）に関してお聞きします。ごめんなさい（第2号）じゃなく（第4号）ですね。すみません。（第4号）についてお聞きします。

町長にお聞きします。今期、3月議会の平成26年度予算提案の際、議会への説明では通年予算との説明であったと思うが、3月議会最終日以降今回で4回目の補正予算であるがこれをどう思われているのか。例えば、災害復旧のように緊急性がある場合あるいは当初予算で予算計上しようと予算要求していたけれど、他に優先すべき事業があったため見送っていた場合やあるいは当初予算で計画に不備があって認められず、計画を提出し直す場合であれば補正予算として計上するにふさわしいと言えますが、今期予算はどうであるのか合わせてお聞きします。

○議長（花畑 明君） 今富町長。

○町長（今富壽一郎君） 3月議会の折に、平成26年度の予算につきましては、通常の年度の予算組みとは少し変えて、3月に1年分の予測できるものを大方上げさせていただきました。ただ、新しい年度になりまして、国、県あるいは地域からの要望等があったものについては、当然、補正予算を組ませていただくということになります。今回の補正予算もそういう形で組ませていただいて、町民の皆さんの生活の向上に我々は寄与したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（花畑 明君） では、歳入の2ページをお願いします。——歳出3ページ、4ページ。5ページ第2表債務負担行為補正。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 第2表債務負担行為についてお聞きします。

この人事給与システム標準報酬制度対応業務委託料と第4次吉富町総合計画中期基本計画策定事業ですが、この債務負担2件の詳細の説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えをいたします。

人事給与システムの関係なんですけれども、これにつきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律によりまして、平成27年、来年の10月から我々公務員につきましても厚生年金に加入することになりまして、いわゆる2階建部分の年金につきましては、厚生年金に統一することとされております。これによりまして、地方公務員共済制度におけます保険料の算定基礎が、現在、厚生年金が採用しているものに移行することになります。これに伴いまして、平成27年の10月移行までに年金医療保険の保険料を天引きしております現在の給与システムを改修するための委託料になります。全体の金額で127万4,000円になりまして、以後出てきますけれども、12ページに予算計上しております打ち合わせ、それからプログラムのリリース料作業等々、これにつきましては96万2,000円を計上しており、次年度に共済連携テスト、それから操作説明など予定されている関係でこの31万2,000円の債務負担行為を計上しております。なお、これにつきましては、国が進めている関係で交付税の算定基礎になる予定でございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 続きまして、第4次吉富町総合計画中期基本計画策定事業でございますが、今年度で町の総合計画の前期基本計画が終了するため、来年度には中期基本計画を策定する必要がございます。そこで、今年度より前期基本計画の評価、分析、それと住民アンケート調査の実施など切れ間なく作業することにより、来年度のできるだけ早い時期での策定の完了を目指したいと考えております。そこで予算が2カ年にまたがるため、来年度分につきまして債務負担行為を設定させていただいたものでございます。

具体的な内容は、基本計画策定支援の業務委託料でございます。また、今年度分の事業分につきましては、今回の補正予算に計上させていただいております。歳出のほうの12ページ、2款1項6目企画費のほうに計上させていただいております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 続きまして、6ページ第3表、地方債補正。次に7ページ事項別明細書総括歳入。――8ページ、同じく総括歳出。次に歳入9ページ、10ページ。山本議員。声を出してください。

○議員（2番 山本 定生君） はい、済みません。9ページ歳入、国庫支出金の2項国庫補助金1目民生費補助金の臨時福祉給付金等事業費補助金、子育て世帯臨時特例給付金事業費補助金とありますが、ちょっとこちらの説明とその下の介護保険事業費補助金、地域ケア会議活用推進事業費補助金とありますが、この2つを説明をちょっとお願いします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

臨時福祉給付金事業費補助金でございます。子育て世帯臨時特例給付金の事業の補助金でございますが、当初の見込みは国の数値を使って算定しておりましたが、実際には見込みより増になっております。見込みのときは852名で算定しておりましたが、実際には889名分が必要となっております。

6節の介護保険事業費補助金でございます。地域ケア会議活用推進事業費補助金でございます。御存じのとおり、来年度より介護保険の制度が大幅に変わります。この中で地域支援事業として、包括的支援事業、地域ケア会議の推進がうたわれております。今回、介護保険の改正で、介護保険法の中でこの地域ケア会議がきちっと位置づけをされております。その分で地域ケア会議を開催するに当たりまして、その費用の分で補助金をいただくわけでございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いませぬ、この地域ケア会議について、もうちょっと詳しくお聞きしたいんですけど、何回ぐらいやるとか何回ぐらいの予算、その予算化でくれるのか、それとも何か行ったことに対してこれぐらいの負担割合、補助率でくれるとか、何かそんななんないんですかね。ちょっとお聞きします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 後ほど歳出のほうで詳しく説明をさせていただきます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それでは、その下の総務費補助金で1節社会保障税番号制度システム整備費補助金、これが2つ、総務省分と厚生労働省分とで上がっておりますので、ちょっとこの2つの詳細な説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えをいたします。

社会保障関連になりますけれども、皆さん御存じのとおり、昨年平成25年の5月の31日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を初めとします社会保障税番号制度関連法が公布されまして、地方公共団体におきましては、来年平成27年の10月の住民への個人番号通知、それから平成28年の1月からの個人番号の利用開始に向けまして、番号制度導入に向けた準備に取り組んでいるところでございます。

今回のシステム整備対応業務費は、本町にあります既存の電算システムを番号制度に対応したシステムに改修するための業務委託料でございます。

なお、この改修経費につきましては、業務システムに応じまして補助基準額の10分の10それから3分の2の国庫補助が交付されます。また、3分の2の国庫補助につきましては、残りの3分の1は地方交付税で措置されることになっております。

具体的に、まず総務省分につきましては3つあります。具体的には、住民基本台帳システム、これにつきましては330万円、10分の10でございます。それから、地方税務システム、これにつきましては3分の2、金額が126万6,000円、それからもう一つが団体内の統合宛名システム、これが150万円、これにつきましては10分の10、総務省分で合計で606万6,000円。それから厚生労働省分で、まず児童福祉システム53万3,000円、それから国民健康保険システムで60万円、それから後期高齢者医療システムで40万円、それから健康管理システムで26万6,000円、それから国民年金システムで20万円、この国民年金システムにつきましては10分の10でございます。厚生労働省分が5つございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） では、10ページお願いします。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 県補助金6目土木費補助金で1節土木費補助金、木造戸建て住宅耐震改修補助金という補助事業があるんですが、この補助事業の説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 御説明を申し上げます。

これにつきましては、木造戸建て住宅を対象としました耐震改修促進事業補助金でありまして、木造戸建て住宅におきまして、耐震改修工事を行った方に対しまして30万円を限度に補助金を出します。この額は、全額県補助金の対象となります。町は、対象者から補助金の申請を受けてからこの補助金を支出するようにしております。いわゆる、まあ、歳出のほうにも出てくるんですけれども、トンネル式といいますか、持ち出しなしで補助金を配付できる県の補助金でございます。30万円の3件を予定しております。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに10ページよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

11ページ、歳入全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） ありませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

暫時休憩をいたします。開会は午後4時といたします。

午後3時50分休憩

.....
午後4時00分再開

○議長（花畑 明君） それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

では、次に歳出に入ります。歳出の12ページからお願いします。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 歳出ですね。総務費、総務管理費、財産管理費の中の13節委託料、庁舎太陽光発電及び蓄電池設置工事実施設計委託料並びに防災倉庫及び書庫新築工事実施設計委託料並びに庁舎太陽光発電及び蓄電池設置工事監理業務委託料と防災倉庫兼書庫新築工事監理業務委託料、これらについて説明と、あと入札ですね、入札の結果の説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えをいたします。

まず庁舎太陽光発電と蓄電池の設計委託のマイナスの18万3,000円なんですけども、（発言する者あり）18万7,000円ですけど、済いません、18万7,000円の件ですけども、当初予算に130万円を計上しておりました。それで、7業者で入札をしまして、入札の結果111万3,000円で落札しておりますのでその差額分が18万7,000円になります。同じく防災倉庫のほうなんですけども、当初予算で350万円を計上しております。それで、同じく7業者で入札をした結果286万2,000円で落札しましたので、その差額分63万8,000円が執行残という金額で今回、減額の補正をしております。

それから、この工事監理委託分の関係ですけども、これにつきましては業者に見積書を提出していただいて、太陽光発電と防災倉庫兼書庫につきましてはこういう金額を予算計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今7社選定と言われましたが、7社の選定の基準、内容をちょっと説明ください。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 指名業者につきましては、吉富町に平成25年度の入札参加指名願が提出された業者、一級建築士なんですけども、そのうちに、本工事と同等規模の業務実績があり、かつ豊前市及び中津市に事務所がある業者を選定しております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） こちら、まあ、先ほどもちょっとお聞きしたんですが、こちらの補正予算で説明すると言われたんで、今回の防災倉庫、これ2階建てのようですが、これ、1階部分が水没する可能性とかそういうのは検討されたんでしょうか、そのときの対策とかはあるんでしょうか、お聞きします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えします。

そういった水没等につきましては検討はいたしておりません。

以上です。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） この防災倉庫兼書庫新築工事の関連のことですけれど、これを完成させることによってちょっと私がお聞きしたいのは、この後ろ側ですかね後ろ側に書庫みたいなものがあるじゃないですか、書庫じゃないかかね、いっぱい何か入れとるか。廊下を含めて。この後ろは何にがあったんですかかね、中見せてもらったことはないけど。

○総務課長（江河 厚志君） この裏ですか。

○議員（9番 若山 征洋君） はい。（「機械類が入るとる」と呼ぶ者あり）

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 電算室がございます。

○議員（9番 若山 征洋君） はい。

○総務課長（江河 厚志君） それとあと、切断機、そういったものを置いております。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） それで、ちょっと気になっと思ったんじゃないけど、この廊下に書類をいっぱい置いとるでしょ。そして、誰でもこれは入ってこれるね。これを今までずっとほったらかしにしとったからわし一度言うたことあるんじゃないけど、こういうのはもう全く発生しないね、あちらにできると。そこんとこちょっと聞きたいです。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 優先的にこういったところに置かないようにする必要がございますので、優先的にのけるようにいたします。

以上です。

○議長（花畑 明君） 12ページでほかに。若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） 今言うた言葉を忘れんごと。ぜひ、完成後は、ここに重要書類もあると思いますから置かないようにお願いします。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今の質問も同じなんですけども、たしか、私、これ一般質問でたしか聞いたと思うんですが、ここの出入りできるところにそういう大切な書類は置いていないというふうな説明だったと思います。ちょっと話飛んだんですが、説明の中に防災倉庫及び書庫新築工事実施設計というのがあるんですが、そして下には防災倉庫兼書庫新築、まあ、兼ねるとい

う字ですね、になっていますが、今後の名称は、これ、どちらになるのでしょうか。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 防災倉庫兼書庫新築工事になります。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 書類、紙書類っていうんですかね紙の書類は膨大にふえていくわけですが、今のような置き方だと、まあ、どういうんですか、引っ張り出すとか検索はなかなか難しいだろうと思うんですが、何か特別な、何か書庫のような、何ていうんですか、どっからでも出せるような、そんなことは考えとるんですか。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） そのように計画しております。必要なときに取り出せるような形で計画をしております。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そもそも、この庁舎太陽光発電及び蓄電池工事と防災倉庫兼書庫新設工事、この下の工事請負費のほうですね、こちらで聞きましょう。こちらのそもそもの目的などを説明してください。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） まず太陽光発電及び蓄電池につきましては、全協のほうで説明はしたんですけれども、県で平成24年の7月に発生しました梅雨前線豪雨でですね、県南部を中心にしまして記録的な豪雨となりまして、堤防の破壊あるいは土砂による道路封鎖、送電線の切断などによりまして、災害発生時となります拠点となります避難施設が孤立するとともに停電が数日間に及びました。このことによりまして、福岡県では環境省の補助金が認められまして19億円のグリーンニューディール基金を活用して、自然災害発生時に孤立可能性がある避難施設を中心に再生可能エネルギー等設備を導入し、災害発生初期に最低限必要な機能を確保するとともに重要防災拠点においてそれぞれの機能に応じた整備を行いまして、災害に強く低酸素な地域づくりを推進してございまして、実施期間が平成25年度から平成27年度までの3年間になっておりますけれども、本町におきましてこの平成26年度の事業で手を挙げている次第でございます。

それから、防災倉庫兼書庫につきましては、現在の防災倉庫兼書庫につきましては、平成8年の2月に農協のほうから購入した建物でありまして、昭和27年に建築されたもので本年で62年が経過してございます。もう、瓦あるいは壁などが落ちかけてございまして建設業者の方にも見てもらいましたけれども、改修工事につきましては難しいということで、今回どうしても、先ほどの書庫の問題もございまして早急に必要ということで計画をしているところでございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） 今の説明の、今まで使っている倉庫がもう大変危険、まあ、もう使えないような状態だと言われておりますが、この後この倉庫はどうされるんでしょうか、お聞きします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 現時点ではまだどういうふうにするかというのは検討中でございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） それと、先ほど、蓄電池の工事、こちらは県のほうからいろいろ補助が出るというふうにお聞きしましたが、蓄電池というのは多分バッテリーのことだと思うんですが、バッテリーというのは多分、年数で寿命がありますから何年後にはまたその電池の交換などのそういう経費が発生するというふうなことでよろしいんでしょうか。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 大体８年から１０年という、計算上はインターネットでも出ているみたいなんですけれども、そのときでは当然そういった費用は発生するというふうを考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（９番 若山 征洋君） それと、書類関係の保管期間ちゅうんですかね、何か法的に何年間は保管しなさいよということがもしありましたら。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 保管期間はそれぞれの書類によって年数が違ってきます。永久保存もございます。その年数が過ぎたものにつきましては、年末に豊前の焼却施設のほうで持って行って焼却処分をしております。

以上です。

○議長（花畑 明君） １３ページをお願いします。

○議員（２番 山本 定生君） はい。

○議長（花畑 明君） まだありますか。

○議員（２番 山本 定生君） はい、あります。

○議長（花畑 明君） １２ページ。

○議員（２番 山本 定生君） こちらは、その下の委託料の分で総合計画基本計画策定支援業務

委託料とありますが、これ、先ほどの債務負担の分のことでよかったのかちょっとお聞きします。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 13節委託料で上がっています、その354万3,000円の金額ですが、これは今年度分の委託の予定金額でございます。それに先ほどの債務負担行為のほうで上がっている金額、合計金額が委託の金額になろうかと思えます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） では、第4次吉富町総合計画中期でよかったですね。ちょっとその確認をしたかったのと、その第4次総合計画とのことですが、議会から何度も町の計画について尋ねてきました。そして質疑や提案を行ってききましたが、それらは今回の策定業務に加味されるのか、議員発議や議会の決議など意見は反映されるのか、これは町長にお聞きします。

○議長（花畑 明君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 町の総合計画といいますのは、一般的には総花方式といまして、いろんな部門で、将来こうやりますよと、で、その総合計画があることによって今後、国から補助をいただいてやるようなものについては、国のほうがまず総合計画を確認しその中に該当する部分があれば、じゃあ、事業をやってもいいですよというようなことがあります。総合計画に全く載ってないものを急にやろうといっても、おたくは全くそういう計画はないじゃないですかというようなことでなかなかその辺の整合性がつらいとがあります。

議員さん方あるいは町民の皆さんからいろんな御意見を、作成する上ではいただく予定にはいたしておると思います。前回のときも町民の皆さんにいろいろと御意見をいただいて総合計画を作成したというふうに思っております。ですが、具体的に個別にというのはなかなか難しい面があります。大まかなものをつくってそれを実際に実施するときには具体化していくというような形になろうかと思えますが、皆さん方の御意見も十二分に取り入れていきたいというふうに思っております。（発言する者あり）

○議員（2番 山本 定生君） まだあります。

○議長（花畑 明君） 是石議員、不要な発言はどうぞお控えください。

山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） その下の委託料、社会保障税番号制度システム整備対応業務委託料、まあ、法改正に伴うものというふうにお聞きしておりますが、これ、ちょっともう一度説明と実施の時期と、対象者は全員強制になるんですか、それとも何か違う形もとるんでしょうか、その辺をお聞きします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 対象者は全員になります。それで、これにつきましては先ほどお答えしたんですけれども、歳入につきましてはそこに国庫補助で書いてますね、806万5,000円、一般財源で404万6,000円を計上しております。これは、実際に歳入につきましては国につきましては人口規模それとシステムの累計別を想定した金額で国庫補助の金額を提示していただいております。それで、歳出の委託料につきましては、原書に見積金額を計上していただいて、その金額をそのまま計上しておりますので、金額に誤差がございます。それで、その誤差につきまして、極力、国の補助金に近づけるように今後交渉していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いません。ちょっとまた私の質問の仕方が悪かったのか、ちょっと説明が、私が聞いたのと大分違うような気がするんですが、いつから実施でいつぐらいまでに大体完了、もう10月にいきなり始めてもその時点からぼんと始まるんでしょうかというのを聞きしたかったんですけど。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 御議決をいただいたらすぐに取りかからないと、日程が決まっておりますのですぐに取りかかっていきたいというふうに考えております。かなりの業務量になりますので。以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 企画費のところでですね、総合計画基本計画策定支援業務委託料……（発言する者あり）

○議長（花畑 明君） ちょっと質疑があつてますから。じゃあ、どうぞ。

○議員（8番 是石 利彦君） そこで、総合計画というのはそういう専門のコンサルに丸投げするわけじゃないわけですから、その方々も、その実態、吉富町に合った、身の丈に合ったような計画、それから将来を見据えた計画になろうと思います。それを、要するに粗設計というか、姿を見せて具現化するというか、計画の中に盛り込むというか、だろーと思うんですが、町長にそういうビジョンがあるのか、今までは、よく言う議論の中でビジョンを頭の中にありますと、計画はないけれど頭の中にありますということだったんですが、それではコンサルの方々に示されたいと思うんですね。ですから、町民にも我々議員にもわかるようなそういう場を持つなり説明なりをするような場を持てるかどうか、これをこのまま丸投げするんじゃないよと、どっかでたたき台をつくってもらってから考えるんじゃないよと、こっちからつくるんだというようなことをしていただきたいんですが、それはできますでしょうか。

○議長（花畑 明君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） それぞれの自治体の総合計画というものは、本来、壮大なものだと思います。先ほどちょっと言葉足らずだったかと思いますが、将来像をつくって、像ですからはっきりしたものじゃなくて、こういうものを、こういう町になりましょうよというものをつくってそれに向かって、じゃあ、こういうところはこういうふうにしていきましょうよということでありますので、議会の皆さんあるいは町民の皆さんからいろんな御意見をいただきます。前回もそうだったと思います。そしてトータルで整合性をとりながら計画っていうのはつくってきます。執行部で勝手につくったのでもありませんし、コンサルがつくったものでもありません。前回も思い出していただければわかるかと思いますが、議員さんの中にも参加をしていただいて意見を集約していただいたところもあります。それを、その計画期間、今12年間でやっております。前期が終わりますので、これから来年からの4年間をこうやりましょう、その次はこうやりましょう、そして12年トータルで「誇りと絆を築く緑豊かな吉富町」ということを目標につくっていきましょうということですから、皆さんも御意見があればどしどし申し込んでいただければよかろうかなというふうに思っております。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） その件に関しては、前の前の企画課長と私、大分議論をしました。たたき台ができたよちゅうことで説明があったと思うんですが、それを見ますと数字的におかしいことがありました。それを私指摘しますとなかなか答え出ませんでした。ですからコンサルに電話を、誰がコンサルの係かと聞いてコンサルと話しました、電話で。そしたらどうなったかという、結局は私の主張をとったんでしょうかちょっとわかりませんが、その数字をもう消しました。総合計画を見たらわかりますよ。そういうことするんですよ。だから、今言った、町長は実際は町長のようにならないんですね。だから、そこんところを町長がしっかりと目を凝らしてやっていただきたいと思います。もう一度お願いします。

○議長（花畑 明君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） ぜひ、議員の皆さんにも前向きな、将来にわたっての議論をお願いしたいと思います。つくる上で整合性をとりますからいろんな御意見も当然だろうと思いますし、ぜひ、前向きな提案をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） ぜひ、ステップごとに説明をしながら意見交換をしながら進めていただきたいと思います。

終わります。

○議長（花畑 明君） 12ページよろしいでしょうか。（発言する者あり）先ほどの。総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 議決後直ちに行うということで答弁しました。いつまでに仕上げるかということでした。期限が決まっていますのでそれまでには終了させる段取りで計画をしております。（発言する者あり）

○議長（花畑 明君） 再度、しっかりと答弁をお願いします。

○総務課長（江河 厚志君） 期限が来年の7月1日スタートになりますので、6月までにはやり終えるようにしたいと思います。

以上です。

○議長（花畑 明君） 続きまして13ページお願いします。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 3款民生費2項社会福祉費3老人福祉費のこちらの8節報償費です。この地域ケア研修会講師謝金、これはどういう方を、誰がどういうことを行うんでしょうか、教えてください。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 地域ケア研修会講師謝金でございます。これは、医療や介護等の知識、教養を図るための研修を行うものでございまして、ネットワークづくりを円滑に行うためいろんな機関と連携しながら研修を行っていくものでございます。その先進地の方に講師をお招きして3回ほどの研修を計画しております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） その場合これはどちらでやられるあいあいセンターとかどっかでやられるのかな、どこでやられるんでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

会議の場でございますが、人数的にもかなり多くなると思うんですが、あいあいセンター内でおさまるようであればあいあいセンター、ちょっと会場が手狭なようであればフォーユー会館を使わせていただいております。

先ほど地域ケア会議の歳入の件でどの歳出かということで御質問ありましたからあわせて御説明をいたします。

今の講師謝金15万円、9節に旅費として2万円、11節に5万9,000円の消耗品費並びに印刷製本費を計上させております。この予算が22万9,000円でございます。先ほどの歳入の部分でも22万9,000円ということで10分の10の補助金をいただける大変いい事

業だと思っております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いませぬ。その上のやつちょっと、国保特別会計繰出金、その中で出産育児一時金というふうになってるんで、これを、まあ、補正かけないといけないということはどうなるんでしょうか、ことしはちょっと予想よりもお子さんの産まれた方が多かったというふうに捉えていいんでしょうか、それとも単なる計算上繰り出さないといけないようになったのか、ちょっとお聞きします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

今年度、近年にない、出産が多くなっております。平成23年度が7件、24年度が5件、25年度は6件、26年度は16件の見込みをしております。現在、把握している数字は12件は確実に支出されるものでございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 14ページお願いします。是石直哉議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 2項児童福祉費の1目児童福祉総務費の中の13節委託料で、放課後児童クラブ室棟建築基本・実施設計委託料の340万円が上がってますが、このことについての説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 放課後児童クラブ室棟基本・実施設計の委託料340万円でございます。

現在、御存じのとおり子育て支援センター内において放課後児童健全育成事業を行っております。現在のところ1年から3年の低学年を対象としてるところでございますが、先ほど説明したとおりアンケート調査並びに新子育て支援システム——新しい子ども子育ての法律でも6年までという位置づけがあります。決して6年まで強制ということではございませんが、昨今の児童への安心、安全という点で、4年生になっても5年生になっても必要な施策は必要と思っております。それで、子育て支援センター内にまだ空き地がございますので、そちらのほうへ新しい教室を建設を予定をさせていただいております。なお、県の補助金のいろんな補助申請、来年になるんでございますが、その、いろんな算出根拠とか建築費が幾らかかるとか、どういう建物か、そういう資料等も必要となりますので、今回の補正予算に計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。ちょっと待つて。是石議員先やな。是石直哉議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 続けて同じところですが、今ある敷地を使うということで、新しくまた敷地を見つけてそこに建てるんだじゃなくて、今ある敷地の中で建てたいと、建てますと、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 今ある敷地の中のあいた土地を利用させてもらって増設するというのでございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） 漁港管理費の中の15節の工事請負費、漁港内防犯カメラ設置工事というのがありますが、これ、設置場所と数量と目的を、簡単でいいから説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えします。

今の補正計上につきましては、本年4月以降、カキ小屋での盗難、それから漁船内の燃料の抜き取り、それからいけすの魚を盗まれたりだとか、それから漁港内において不法投棄等々が、それは今年に限らず以前から発生しております。そういった漁港施設また、あるいは漁民、漁具についての被害等を最小限に防ぐために防犯カメラの設置を計上したわけですが、設置箇所につきましては、漁港内にどちらの方向に行くのか等、特に不法投棄等発生しているところ、それとか漁船へのいたずら等が確認できることを想定しております。ただ、それについては4カ所ですが、漁港内でかなりの広い面積でありますので、全部をカバーすることはできないとは思いますが、ただ漁港内に入ってくる方については確認ができますのでそれをもって、もし被害があった場合は、それを確認して被害届等出す、まあ、材料といいますか、情報提供として、していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） 台数は。4つちゅうたかな。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） はい。

○議員（9番 若山 征洋君） わかりました。

○議長（花畑 明君） 丸谷議員。

○議員（6番 丸谷 一秋君） 6番、丸谷です。12節の土地分筆登記手数料というのはこれは内訳はどんなふうでしょうか。範囲を教えてください。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

内訳につきましては用地買収対象者が13名、筆数でいきますと13筆について所有権移転登記手数料それから分筆登記手数料を計上しております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） ちょっと戻しますが、児童福祉費の放課後児童クラブ建築基本設計ですか、ちょっとその金額がかなり大きいと思います、340万円という、これからいろいろ精査すると安くなるのかもしれませんが、いずれにせよ340万円ちゅう数字が出たちゅうことは、今どれぐらいの改造を見込んでるんですか、そこをちょっとお尋ねします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） この建物は新しく新築するものでございまして、それに伴う設計の基本計画と実施計画の委託料でございます。

なお、算出に当たりましては国土交通省省令告示第15号により算出をしております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） ですからどれぐらいの規模かちゅうことをお尋ねしたわけです。そうしますと、あそこにどのぐらいのスペースがあるのかちょっと私もよくわかりませんが、たしかあそこに子供たちに芋堀りさせるような畑があったとしますね、その裏に車を停めるところがあったり先生の車を停めたりとかするのがあります。それも少しずつ少しずつ建て増して狭くなっておりました。ですから、大体どの辺に建てるのかということですね。

さらに言いますと、これはもう前から、要するに今年度初めてこういうことをしなさいとか6年生まで放課後児童を見なさいとかちゅうことを出てきたわけじゃないわけでしょ。確かに、何か今急にそういうことがあれば、例えば急にふえたから、しかもそういうこともあるし緊急性もあるから来年度で補助金をもらうためにも今、設計なんかをしたいと、それはよくわかるんですが、いずれにしろ今じゃなくてもよかったかと思うんですよね。当初に入れるとか、そういうことは何でできんやったかなとか、それとか、今その横で、おたくの所管じゃないですが、老人センターもありますよ、我々そういうこと知りませんでしたけれど、その中で、同僚議員も言ったと思うんです、子供たちと老人センターを何か大きく考えたらどうかちゅう話もしましたが、今のままでいくとまた少しずつ少しずつ、あなたの所感で言う、その都度建てかえるとかいう、何かありましたね、それのようになっていくような気がして、総合的に将来どうしようという、何というか、未来を据えたビジョンがないんです。くっつけくっつけてまたくっつけてというようなことになります。そうすると、毎回毎回設計委託料何百万というのが上がってきてちゅうことになりますよね。だから、まあ、それはいいとして、大体どれぐらいのものを想定してるんです

か、340万円となると何千万とか何か何平米とか何かあるじゃないですか。それをお願いします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

第4次総合計画の中でも子育て支援の充実、そして次世代育成支援行動計画の中でも、仕事と子育ての両立に対応するサービスの充実ということがうたわれております。

以前より学童にこの件で4年生以降の受け入れをということで、議員の先生方からそういう意見もいただいております。なおかつ、昨年実施しましたアンケート調査の中でもそういう要望が多いわけでございます。

今回の補正に当たったわけで——当初、本当は入れたかったんですが、これ、補助金をもらう関係で県のほうの書類、そういう通知ができて参りまして、最近参ったわけなんです、一応、補助基準が2,300万円の3分の2、1,500万円程度の補助金がいただけるということでございます。340万円のこの設計料が高いとか安いとか、私は、詳しいことはわかりませんが、担当者がきちっとした、こちらに算出根拠を持った書類でこちらに計上をさせていただいておるわけでございます。

学童保育1人当たり約1.65平米ですかね、それがもう最低基準になっております。

今のところ、3クラス、4、5、6年の3クラス分つくるのか、まだそこんところはちょっと流動的でしたが、アンケートによると80名ぐらいの収容施設が必要とあります。また、基本設計の中できちっと方向性を出して実施設計に移っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと、まあ、びっくりしました。これ、てっきりこの耐震、か何かするのかなと思ってたんですが、新設、新築、まあ増設っちゃうことやな。さっきの条例と一緒に話っちゃうことなんですね。はい、わかりました。

これ先ほども同僚議員が言われてましたが、例えば老人福祉センター、今、改修今度始めますよね。で、去年は子育て支援センターを耐震診断、耐震改修とかやられてますが、何かその都度その都度やられて何かもったいないというか、どうなんかなと思うんですが、そういう何か、老人福祉センターのほうと話し合いとかそういうのはやられたんでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 私も内心、老人福祉センターを利用してということができないかということで検討したんですが、先ほどの条例案のとおり1人当たりの平米数も決ま

っておるし、専用の部屋を設けなければならないということになっております。仮に老人福祉センターのある部屋を子供たちがずっと占有できるならそれにこしたことはないんですが、夏休み、朝から夕方まで、学校のあるときは3時過ぎから6時過ぎまでその部屋を専用するわけでございます。どうしても子供の安心、安全を守るため専用の部屋を設けてきちっと対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） よろしいですか。15ページに入ります。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 土木費の、こちら道路橋梁費、で道路新設改良費の中の委託料、不動産鑑定委託料と15節工事請負費、町道新設改良工事費、で17節公有財産購入費町道用地買収費、で22節補償補填及び賠償金、建物移転補償費、これらの説明を求めます。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） それではお答えいたします。

まず委託料ですが、委託料につきましては防災、減災を目的とした小犬丸上の村中道路が対象となります。これにつきましては当初、構外移転として補償費を算定しておりました。現在、地権者等と交渉しておりますが、その中で今の土地に再築あるいは買い取りたいということの旨が交渉の中で上がってきました。そういった関係から構内移転として見直す必要がある関係からこの委託料を補正計上するものです。

次に、工事請負費ですが、工事請負費につきましては資料ナンバー2に掲げております、ついて説明させていただきます。

まず、赤色で1番、幸子古の自治会内の狭小道路拡幅事業となります。延長は200メートルでして、そのうち60メートルを計画道路5メートルとして計画しております。事業費を700万円で計上しております。

次に赤の2番ですね。これにつきましては、今吉下自治会のこどもの森の入り口の交差点改良事業であります。この道路につきましては湾曲した変形の十字路でありますことから、歩道設置も含めて拡幅事業として計画をしております。道路幅員につきましては5メートル、歩道につきましては2メートルで計画しております。事業費については700万円を予定しております。

次に、赤色の3番です。赤色の3番につきましては和井田自治会の、同じく狭小道路の拡幅工事で、まあ、一部拡幅工事で、個人の建てかえに伴い、6メートルの道路を想定して用地買収を完了しております。その部分について舗装等の改修を行うもので、事業費は50万円を計上しております。

次に赤色の4番です。土屋自治会からの要望により、直江三毛門線、土屋の壺神社の付近ですが、側溝の中に土砂が堆積していることから、側溝延長100メートルについての清掃を行うも

ので、事業費については50万円です。

次に赤の5番です。同じく、土屋自治会の要望でありまして、土屋旧住宅内の側溝の修繕工事です。これにつきましては、勾配がとれておらず、土砂がたまっているということで、一応、底張りを計画するもので、事業費については110万円を計上しております。

次に6番。赤色の6番です。これにつきましては、界木地区の要望で小犬丸界木線、佐井川橋から西方向の側溝内の清掃工事であります。これにつきましては、事業費を150万円として計上しております。

次に公有財産購入費ですが、これにつきましては、先ほど説明しました①番の幸子古地区の幸子屋敷線の拡幅工事に係る用地買収費用でございます。これにつきましては、村中の防災道路の計画の一つとして、また狭隘道路の解消に向けて、町としても計画している路線であります。地元説明会を開催し、地権者関係には説明を申し上げ、具体的には工事は進めておりますが、もう既に用地の関係で内諾をいただいている方について、買収を行うと合わせて残りの方についても同様に、今後、用地交渉を進めていく予定にしております。

次に、補償、補填及び賠償金ですが、これも同じく幸子古の屋敷1号線拡幅工事に当たり、工事施工予定路線内に井戸がございます。その補填として、32万3,000円の補償費を計上しているものです。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この不動産鑑定委託料は、小犬丸の上の一部やり直しというか、見直し、なんかそのやり直さないといけないんでしょう。それと、町道用地買収というのが、私これがセットなのかと思ったら、ちょっと違うみたいなんで、この町道用地買収先というのは鑑定を行ったんでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長（花畑 明君） 答弁の前に皆様に申し上げます。

本日の会議時間は、議事進行の都合によって、あらかじめ延長いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間は延長をいたします。

答弁をお願いします。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 先ほどの議員の御質問ですが、もともと不動産鑑定につきましては防災減災を目的として、小犬丸の村中道路については不動産鑑定を入れました。それ以外につきましては、もともと狭隘道路で自治会要望であっても町主道的でありまして、なるべく自治会要望で道路拡幅したものについては、従来の用地買収費でお願いいたしますと、住宅あるいは倉

庫等がかかった場合は、工事費の中において改築をさせていただくということで、交渉させていただいております。以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほど、この工事は6メートルで、200メートルの予定中の60メートルを行うと、これ防災道路というんじゃないん、ちょっと違うんですか。ここを鑑定を行わずに従来の買い取り価格で交渉するというのは、これは不公平感、不公平ではないんですか、その辺はどうなんでしょうか、お聞きします。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 幸子屋敷線の拡幅工事については、5メートルとして計画しております。延長が60メートルで、小犬丸上の防災減災の道路につきましては、道路幅員が6.5メートル、これにつきましては道路構造令に適した道路であるというのが前提でありまして、その道路に関しては不動産鑑定を実施するというので、そのすみ分けはしております。以上です。

○議長（花畑 明君） ほかにございませんか。3回を超えております。

○議員（2番 山本 定生君） 違います。次です。あとはまた委員会で、ちょっと説明を聞きます。

その次の3項河川海岸費の中で河川総務費、こちらの15節工事請負費、用排水路改良工事費と上がっておりますので、こちらの詳細の説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） では、御説明させていただきます。

資料ナンバー2をごらんください。

青色の7番から説明させていただきます。今年度、幸子上区自治会からの要望により、黒川川原田の堤防の除草工事として要望が上がっているものに対して、除草対策工事を行うものであります。工事施工内容につきましては、幸子上自治会あるいは河川管理者であります福岡県の県土整備事務所と協議をしながら決定をしていく予定であります。

次に、青色の8番です。別府自治会からの要望の地区であります。上毛町の境から導水路で未改良の導水路の部分が残っております。今回はそれを改修するもので、延長が10メートルで事業費を80万円で予定しております。

次に青の⑨番です。これは昨年度、別府の自治会要望で上げられたもので、別府住宅の西側、別府地区の水路改良工事として、これにつきましては県の補助金、農村環境整備かんがい排水事業の事業として事業申請をし、内示通知を受けたものであります。これにつきましては、延長50メートル、事業費は150万円を計上しております。

次に、青色の10番です。これも同じく県の農村環境整備事業の事業を申請をし、内示通知を受けたもので、広津上区の黒川の水路の改良工事です。これにつきましては、近年集中豪雨等がございまして冠水が発生しております。それを少しでも解消できるよう水路断面を広げる、それと、水路の水路縦断勾配についても見直して、冠水を少しでも防ぐような手当てをするために、事業費として1,300万円、延長は140メートルを計画しております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、土木費の関係をちょっといろいろお聞きしたんですが、この今水路の関係で、10番の広津地区水路改良工事というのは、多分ここは川食から細い道が上がって小川のどこ通っていくと思うんですが、ここは一応、小学校の通学路にはなっていませんが、事実上は子供がこの河川のところを通って帰ってます。ですから、これはちょっと我々も大変詳しく聞きたいと思いますので、本日いきなり言うのは無理でしょうから、議長にお願いします。

先ほどの道路改良の1番から3番までと、今回の水路改良の10番については委員会のときに図面など、もう少し詳しいものでわかりやすく、説明を求めることをちょっとお願いします。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長に申し上げます。大丈夫でしょうか、これで。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） はい。

先ほど、詳細な図面ということで、今現在、用意できるものにつきましては、次回から要望が上がったお手元の資料ナンバー2の程度のものしかまだ用意ができません。と言いますのは、今議会の議決をいただいた後に測量、設計をする段取りとしております。ですから、今現在は、これ以上の詳しい詳細なものについては、御提示できない状況にあります。

○議長（花畑 明君） だと思えます。できるだけわかりやすく、お願いしたいと思います。

ほかにございせんか。丸谷議員。

○議員（6番 丸谷 一秋君） 6番、丸谷です。

15節の工事請負費、公園整備工事とはどういう、どういうっていうのか、全体をやるものか、1カ所についてこの予算をあれしているのか、聞かせてください。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

毎年、公園につきましては、公園の遊具の点検業務を行っております。その中で、早急に補修、交換等が必要な場合が、遊具がございましたので、今回増額するものであります。

具体的には、天仲寺公園のコンビネーション遊具、同じく鈴熊山公園のコンビネーション遊具、別府地区にある水と光のスペース21の中にあるコンビネーション遊具、それから直江児童公園における回転ジャングルジムの計4カ所について、補修を必要とするために補正計上したもので

あります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 16ページをお願いします。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません。

9款の消防費です。1項消防費、非常備消防費、こちらのほうで委託料及び工事請負費で先ほど決算のとき、こちら後で聞いてくれと言われたんで、こちらで聞くように言われましたから、大体この建屋はどれくらいの平米で、どれくらいの大きさを予定してますでしょうか。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えをいたします。

延べ床面積で70.45平米になります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回、土地購入費ですが何平米を幾らで購入した形になるんでしょうか、お聞きします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えをいたします。

当初予算で232平米を予定しておりました。それで不動産鑑定前の段階で2万1,000円を予定して、予算組みをしております。それで実際の金額は487万2,000円になりますけれども、当初予算では500万円で計上いたしておりました。それで、地権者と交渉しました結果、199.71平米はお譲りいただけるということで、その先ほどの不動産鑑定を行った結果、平米当たり1万9,000円の鑑定金額になりました。そのままの金額で、お譲りいただけるということで、199.71平米掛けの1万9,000円で379万4,490円と、あと、これに付随します土地の売買契約に伴います印紙が2,000円ほどございますので、500万円から引いた金額120万3,510円ですか。120万3,000円の財産購入費の減額ということで、今回計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） こちら、今お聞きしました199平米に対して、建屋は70平米ですから、残りの百二、三十が残るスペースだと思うんです。団員用のこの駐車スペースというのは、どれくらい分が、これは確保される計画でつくられているんでしょうか。

また、この分署ですが避難所として使えるような計画とか、そういう検討とかはやられたんでしょうか、お聞きします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 駐車場の台数ですね。交渉した結果こういった平米になったんですけども、大体5ないし6台を予定をしております。

それであと、避難所ですね。避難所の関係につきましては、一応、防災倉庫を主にしておりますので、避難所としての計画はございません。

○議長（花畑 明君） ほかに16ページ。是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 今のところです。今、駐車スペースは5、6台というのはちょっと驚きました。最大20名おるわけですね、団員が。例えば、何かあるときは10人来たらあとの4、5台は路上駐車しなさいということになります、それでいいんでしょうか。

どうぞ。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 譲っていただいた面積が面積なので、どうしても駐車スペースが狭うございます。それでも、実際に県道のところにありますけれども、できれば、その裏のほうに地権者の土地がございますので、よろしければお貸しいただきたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 裏のほうに地権者がお持ち、その方がお持ちな土地が別にあるんですか。それを借るちゅうわけ。その駐車スペースを借り上げるわけですか。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 借り上げるわけではないと、お貸ししていただくということと、あと、そこに付随するところに農道がございますので、そちらのほうにも駐車はできるというふうに思います。

以上です。

○議長（花畑 明君） いいですか。（発言する者あり）山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 私も、もうちょっとこれはまた後で、総務の方々に委員会で頑張ってほしいと思います。この災害対策費で、負担金補助及び交付金、木造戸建て住宅耐震改修補助金、先ほどもちょっとお聞きしたんですが、これが定住化につながるのかどうか、ちょっとその辺はどうなんでしょうか、お聞きします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） これは、定住化につながるんじゃなくて耐震補強をするための補助金でありますので、そういうふうに御理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） というのは、例えば家が古くてもう引っ越そうかなというよりも、こちらでこういう補助金が出るから、改造したほうがいいのかという、例えば、よその町ではこう耐震に対して補助、独自の補助とかいろいろつけておりますが、こちらは県から出られる補助金と聞きましたので、町でこういう何かこういうものに対しても少しは補助しようとかそういう形はないでしょうか、お聞きします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 以前、議員さんからの御質問がありまして、まず最初にニーズの把握ということで、お答えをしております。

今回も、こういった予算を上げていますので、回覧とか広報ですか、そういったものでちょっとアピールをして、どれだけのニーズがあるか確認をして今後対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 今、変なこと言いました。今、とりあえずは県の補助金の30万円、限度額が30万円で3名でやると、それで今の同僚議員の質問は、独自事業として幾らか補助する先進地もあると聞いておりますので、30万円に合わせて幾らかした事業にしませんかという質問だったと思うんですが、その後、とりあえずこれで動いて行って、需要があればということに聞こえると、最初は30万円でもらった耐震をした方々が、次の年は率のいいことになるという、これまた不公平になりやせんかなと思うんですが、最初からやったほうがいいんじゃないですか。どうぞ。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） あのですね、ちょっと詳しく説明をさせていただきます。

福岡県では、東日本大震災を契機としまして、平成23年度から平成27年度までの5年間、5年間木造戸建て住宅を対象としました耐震改修促進事業補助金と申しますが、これを実施しております。昨年度までは、市町村と県とが2分の1ずつの財政負担をしておりました。それで、県と自治体なので先ほど言いましたように、要綱等をつくって、国、県の補助金と市町村の補助金を合わせて支出をしている状況でございました。

それで、今年度からは町が財政支出をしなくて、この事業に取り組むことができるようになりました。この補助金につきましては、昭和56年の5月以前に建築された木造戸建て住宅に対しまして、耐震改修工事にかかる費用のうち150万円を限度としまして、150万円の20%

に相当する30万円を助成するというものでございます。

この助成金の30万円につきましては、先ほども歳入のほうで言いましたように、全額県の補助金の対象というふうになります。福岡県内の市町村でも、平成25年度までに実施していた自治体につきましては、全体の3割程度、3割程度の自治体で実施しております。それで、財政負担がなくなったこと、また福岡県が強く推奨していることによりまして、本9月議会終了時には約8割程度の自治体がこの事業に取り組む見込みでございます。

本町におきましても、平成24年9月に策定しました吉富町の耐震改修促進計画におきまして、避難に強いまちづくりを目指しております。今後、先ほども私申しましたとおり、広報あるいはホームページなど本事業を周知し、耐震化の促進につなげていきたいというふうには考えております。

しかし、県内で既にこの事業を実施している自治体における平成25年度の交付実績ですか。で、今一番多いところで大野城市、大野城市で年間12件、その他につきましては平均で1ないし2件で、ゼロ件という自治体も少なくないということでございます。さらに、県の補助金も平成27年度までとなっております。

本町におきましては、まずは県内の他市町村で利用できるこの制度を本町で利用できないということがないように、受け皿としましての整備を行って、今後は先ほども言いましたとおり、広報あるいはホームページなどで本事業の周知、啓発によりまして制度の利用促進をしまして、利用件数などの実態に応じて、県の補助金がなくなった後も本事業を継続するか否かを見きわめていきたいというふうに考えておりまして、予算額の30万円の3件を予算計上させていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） よくわかりました。

要するに、サンセット方式でやるんだから30万円の県の補助金がなくなるおそれがあると、それに好評ならば単独でやるかどうかということを考えながらやるから、今は30万円プラス吉富町のお金ではやらないということですね。よくわかりました。

○議長（花畑 明君） ほかに16ページで、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 10款教育費2項小学校費、学校管理費の委託料、この非構造部材耐震改修工事実施設計業務委託料ですが、こちらのほうの詳細を説明してください。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） お答えいたします。

平成27年度までに対応を求められておりまして、平成27年度に施工予定であります小学校

講堂の釣り天井の撤去及びそれに伴う防衛省の基準に合いました天井の防音吹き付けと換気ダクトの落下防止対策、照明器具の取りかえ等、非構造部材の耐震改修工事の実施設計業務を委託するものであります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 続いて、社会教育費、4項のですね、フォーユー会館費の工事請負費、15節のこのフォーユー会館共同アンテナケーブル修繕工事費という名目出てますが、この修繕の内容と補正で出さないといけない何か緊急性の理由を教えてください。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） お答えいたします。

既存の共同アンテナを個別アンテナでの対応に変更しようと計画しまして、今年度、当初予算で計上してましたフォーユー会館電波障害施設受信点調査を7月に行いました。その結果によりまして、一部の局の電波の受信状況が不安定であり、個別アンテナでの対応が困難であるとの調査結果が出ましたので、経年劣化をしております現在、既存の共同アンテナのケーブルと、各世帯につけてます保安器等を取りかえる工事であります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） その7月の検査結果なんでしょうね、かなりここら辺は電波が悪いとお聞きしておりますが、このアンテナなんですが、例えば緊急通報システムとか、近隣で電波状況の悪いとよく言われる携帯電話のアンテナ基地局とか、そういうものとしてこのフォーユー会館のアンテナが使えるのかどうか、そういうことを検討したことがあるのか、もしくは電話会社やこういう緊急通報をやられているような業者と検討とかされたことがあるんでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） お答えします。

まず、私どもはこの共同アンテナは、この共同アンテナを利用者のためのアンテナと認識しておりますので、そういう携帯電話会社等とかと協議を行った実績はありません。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかにございませんか、16ページ。17ページをお願いします。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 5項保健体育費、体育施設費のこちらで工事請負費、体育館トイレ改修工事と武道館トイレ改修工事が上がっておりますが、この改修内容の説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） お答えします。

まず、体育館のトイレ改修工事に係る工事請負費の計上であります。現在、体育館の便所につきましては、大便器ですけど和式のみであります。当該施設が幅広い世代に利用されておりまして、また災害時の避難所にも指定されていることから、利用者、避難者が不便なく利用できますように、温水洗浄機能付き便器に改修し、合わせてドアの付けかえ、床の補修をするものであります。個数につきましては、男子用が大便器の1カ所、女子用が大便器が2カ所ありますうちの1カ所を改修するものであります。

次に、武道館のトイレ改修工事ではありますが、改修理由等につきましては同様の理由であります。それで、改修個数につきましては、男子用が1カ所ありましてその1カ所をします。女子用につきましては、現在3カ所ありますが、そのうち1カ所を洋式に改修するものであります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、温水器付きの洋式にかえられると言われましたが、その小学校などでも今やられてますので大変いいと思います。先ほども、ここは避難所という形で使われるから、こういう形が必要と、もちろん全くそのとおりだと思います。ということは、今回の改修は車いすでの利用ができるような体制になられるんでしょうか、あともしくは、それと同時に中に閉じ込められたり、立ち上がれなくなったときとかのための緊急ブザーとか、そういうものも設置されるんでしょうか、お聞きします。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 今回の改修につきましては、先ほど説明しましたように、大便器の洋式をするものでありまして、多目的トイレの仕様は考えておりません。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 意見じゃ悪い……。

○議長（花畑 明君） 悪いですね。

○議員（8番 是石 利彦君） それでは、何でそういう避難のときにそういう車いすの方も避難するわけです。そういう方が使えないのに、それはどういうふうに対処するんですか。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 現在の体育館、武道館の便所の中につきましては、スペース的な問題もありまして、応急的にいろいろ施設利用者行政懇談会等で洋式化の希望が多いものですから、今回はこの洋式化を改修させていただきます。

車いすの利用者につきましては、避難所の施設につきましては第一義的にはフォーユー会館になろうかと思っておりますので、そちらには多目的トイレを設置しております。

以上です。

○議長（花畑 明君） では、歳出全般についての御質疑はありませんか。歳入歳出全般について御質疑はありませんか。次に18ページ、債務負担行為支出予定額等に関する調書を。次に、給与費明細書19ページ、20ページ、21ページまで。以上、補正予算書全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第53号は、それぞれの所管委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第53号はお手元に配付の付託明細により、それぞれの所管委員会に付託をいたします。

日程第19. 議案第54号 平成26年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） について

○議長（花畑 明君） 日程第19、議案第54号平成26年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これからページを追って、質疑に入ります。まず、補正予算書の1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ、次に4ページ、事項別明細書、総括、歳入、5ページ、同じく総括、歳出、続いて歳入の6ページ、次に歳出に入ります、7ページ、歳入歳出全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第54号は福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号は福祉産業建設委員会に付託をいたします。

. . .

日程第 20. 議案第 55 号 平成 26 年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（花畑 明君） 日程第 20、議案第 55 号平成 26 年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。補正予算書の 1 ページ、歳入、2 ページ、歳出、3 ページ、次に 4 ページ、第 2 表地方債補正、次に 5 ページ、事項別明細書、総括、歳入、6 ページ、同じく総括、歳出、次に歳入の 7 ページ、歳出に入ります、8 ページ、歳入歳出全般についての御質疑はありませんか。次に、給与費明細書、9 ページ、並びに 10 ページ、11 ページまで、以上、補正予算書全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 55 号は福祉産業建設委員会に付託をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 55 号は福祉産業建設委員会に付託をいたします。

. . .

日程第 21. 議案第 56 号 教育委員会委員の任命について

○議長（花畑 明君） 日程第 21、議案第 56 号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 教育委員会委員の任命についてであります。

提案理由について御説明を申し上げます。

平成 26 年 10 月 8 日をもちまして任期が満了いたします瀬戸口由美子氏を再度任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定によりまして、町議会の同意を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議方、お願いいたします。

○議長（花畑 明君） 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対しての御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2 番 山本 定生君） 2 番、山本です。

この方について、町長のほうから一言何かありませんでしょうか。

○議長（花畑 明君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 瀬戸口氏は、今現在も教育委員として活躍をしていただいております。御本人さんの意欲、そしてまた教育に対してのいろいろと深い見識をお持ちだというふうに思っておりますし、また地域での信頼も高い方だというふうに思っております。教育委員として最適任者だというふうに判断をいたしております。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第56号は委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。瀬戸口由美子さんに対する賛成討論を行います。

この方は、先ほど町長の提案理由にもありましたが、教育行政に大変熱心な方だとお聞きしております。教育委員会の傍聴もしくは議事録などでも確認したところ、大変発言も多く、子供たちの側に立ち、主婦代表そして子育て経験者ということで、大変意見を述べられているようにお聞きしておりますので、今後の教育行政の独立性と中立性を進めていただき、未来ある吉富町の子供たちにとって、本当にいい方向と教育委員会が信じる方向へ導いてほしいと熱望して、賛成意見といたします。

以上です。

○議長（花畑 明君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありますか。是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 賛成討論いたします。

熱い気持ちで瀬戸口さんを応援いたします。

賛成討論です。

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第56号の同意を求める案件は、同意することに決定をいたしました。

日程第22. 議案第57号 吉富町外二組合公平委員会委員の選任について

○議長（花畑 明君） 日程第22、議案第57号吉富町外二組合公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 吉富町外二組合公平委員会委員の選任についてであります。

提案理由について御説明を申し上げます。

平成26年10月8日をもちまして任期が満了いたします岡和子氏、西川恵子氏を再度選任し、同日をもちまして任期が満了いたします加来信夫氏の後任としまして仲宗根稔氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、町議会の同意を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議方、お願いいたします。

○議長（花畑 明君） 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対しての御質疑はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） こちらの公平委員会3名についても、町長のほうから一言ありましたらお願いします。

○議長（花畑 明君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 今回、公平委員の3名の方が任期がまいりました。そのうちの岡和子氏、それから西川恵子氏については皆さんも御承知のとおり、人柄もそして見識もお持ちであります。今回、再選任をお願いするところであります。

それから、10月の8日をもって任期が満了いたします加来信夫氏につきましては、本当に長い間、公平委員として本町のために頑張っていただきました。本当に御礼を申し上げたいと思います。

また、その加来信夫氏の後任として、今回、仲宗根稔氏を選任いたしたいと思います。仲宗根稔氏はつい昨年まで吉富町の商工会の会長として、また地域の産業の牽引者として、吉富町の経済を牽引をしていただいております。そして、皆さんも私から言うまでもなく御承知だと思いますが、人柄等についても、それから見識についても、また地域の皆さんからの信頼をいただいている大変な立派お方だというふうに判断をいたして、今回、お願いをいたしております。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑はございませんか。是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 質問をちょっと、担当課長にお伺いします。

その間、会議はどれくらい持たれたんでしょうか、どのような特出すべき会議があったんでしょう、報告すべきものがあればどうぞお願いします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 会議とはどういった。

○議員（8番 是石 利彦君） 訴えがあったかどうかちゅうことです。そういうことではないのですか委員会とは、違うの。

○総務課長（江河 厚志君） そういうことですか、済みません。

公平委員会が設置されてから訴え等はございません。年に1回の会議になりますけれども、中身につきましては自治労の組合の登録の変更をですね、そういった承認が主な仕事でございます。以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第57号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第57号の同意を求める案件は、同意することに決定をいたしました。

日程第23. 報告第9号 吉富町新型インフルエンザ等対策行動計画作成の報告について

○議長（花畑 明君） 日程第23、報告第9号吉富町新型インフルエンザ等対策行動計画作成の報告についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 報告第9号吉富町新型インフルエンザ等対策行動計画作成の報告についてでございます。

吉富町新型インフルエンザ等対策行動計画の作成について、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の6項の規定により、別紙のとおり報告をさせていただきます。お手元に行動計画がございます。

病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある未知の感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となることを目的に新型インフルエンザ等特別対策措置法が施行され、同法第8条の規定により市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成することが定められ、同条6項では議会に報告するとともに公表を義務づけられております。

今般、政府及び福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、県並びに豊前築上医師会及び近隣市町村と協議を行った上、同様の内容で吉富町新型インフルエンザ等対策行動計画を作成いたしました。

本行動計画は本町が行う対策の基本的な考えや、実施する主な組織等を示すものであり、対象とする感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同等に社会的影響が大きなものと定め、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を守ること及び町民生活及び町民経済に及ぼす影響を最小とするようになっております。

新型インフルエンザ対策の2つの主なる目的でございます。社会的影響の大きな感染症が発生した場合、国家的な危機管理等の対応が必要とされております。本行動計画に基づき、国、県、近隣市町村、関係機関等と情報共有を図り、相互に連携し、発生状況に応じた対策に取り組んでいきたいと思っております。

以上、報告でございます。

○議長（花畑 明君） 以上で報告説明を終わります。

執行部は退席されて結構です。お疲れさまでした。

日程第24. 意見書第2号 「農業・農協改革」に関する意見書（案）

○議長（花畑 明君） それでは、日程第24に入りたいと思っております。意見書第2号「農業・農

協改革」に関する意見書（案）についてを議題といたします。

事務局に意見書（案）を朗読いたさせます。事務局。

○書記（守口 英伸君） 意見書第2号「農業・農協改革」に関する意見書（案）、以上です。

○議長（花畑 明君） 提出議員に提案理由の説明を求めます。丸谷議員。

○議員（6番 丸谷 一秋君） 6番、丸谷です。

意見書提案理由、政府は本年6月に閣議決定した規制改革実施計画及び政府が改訂した農林水産業地域の活力創造プランでは、これまでと同じ農業、農村全体の所得を今後10年間で倍増されることを目指すという目標を掲げつつ、新たに農協農業生産法人、農業委員会の改革推進が盛り込まれました。これまで吉富町の農業振興においては、吉富町とJAが連携し、担い手の育成や経営所得安定対策の取り組み、農産物の生産指導から販売に至るまで、JAの役割は大変大きなものがあります。

今後の政府の取り組みいかんでは、JAの機能が低下し、吉富町の農業振興に大きな影響が懸念されます。JAは吉富町の農業振興に必要な組織であり、規制改革によるJAの機能低下は吉富町の基幹産業を弱体化させることにつながり、ひいては農家の所得減少につながります。このような事態を招かないためにも、本議会が政府に対して農業改革について慎重に審査を行うよう意見書を提出することが、吉富町の農業振興のためには重要な取り組みであるとして提案いたします。

以上です。

○議長（花畑 明君） これから、質疑を行います。本意見書（案）に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） はい。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております意見書第2号は会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、意見書第2号は委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありますか。是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） これをきょうすると思わんやった用意してきてないけどが。

吉富町の農業者のための所得アップのための意見書案ですから、国ではJAの解体とか、改良

をいろいろやっておりますが、このままいけば吉富町の零細農業が衰退していくという危機感があるのも最もなことだろうと思います。よって、この意見書案を賛成をいたします。

○議長（花畑 明君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、意見書第2号は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第25. 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（花畑 明君） 日程第25、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

総務文教委員会、福祉産業建設委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付をいたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がございます。

お諮りをいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定をいたしました。

○議長（花畑 明君） 閉会を宣言する前に、少し苦言を申し上げたいと思います。

町民の生活向上に向けての大切な決算議会であります。質疑等が余りにも少なすぎて、果たしてそういうことで本当にいいのかどうなのか、やはり中身をもっとしっかりと把握をされ、この決算議会には望んでほしいなと思っております。私どもは、執行部に白紙委任をしているわけではございません。ですから、もっともっと深く審査をして、挑んでいただきたいと思います。

それと、もう一つ、他の同僚議員が質問した折に、また何ちゅう質問をするんかちゅうような顔をする方がおられます。こちら執行部側があなた方を見ておられます。果たしてそれに対してどういうふうな反応なのかなというふうに、私はきょう1日中考えておりました。そういうことは、大変失礼なことですので、十人十色いろんな意見がございますので、それぞれの意見をやはり尊敬の念を持って、聞いていただきたいなときょうは思いました。私ども、やっぱり議員

10人、切磋琢磨して、議員として頑張っていかなければならないのではないのでしょうか。

きょうは1人の議員が、詳細にわたりいろんなことを聞いてくれました。今まで私たちが本当に知らなかったこと、執行部というのは余り言わない、大体が。だからそれに対していろんな質疑をすることによって、いろんな1枚2枚はがれて出てきます。これが大事なんですね。本当言うと私も長いなと思いつつも、くどいなと思いつつも聞いておりましたが、そのことによって新しい局面が出てきました。大変、実りのある決算議会であったと思っております。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。本日はこれにて散会をいたします。長時間大変お疲れ様でした。

午後5時41分散会
